第21回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	予算	条例	その他	計
件数	2 3	1 9	1 3	5 5

(2) 議案の名称

< 予算 >

(平成29年度予算)

議案第 1号 平成29年度尼崎市一般会計予算 議案第 2号 平成29年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算 平成29年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算 議案第 3号 平成29年度尼崎市特別会計育英事業費予算 議案第 4号 議案第 5号 平成29年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算 平成29年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算 議案第 6号 議案第 7号 平成29年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算 議案第 8号 平成29年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算 平成29年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算 議案第 9 묵 議案第10号 平成29年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算 平成29年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算 議案第11号 平成29年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算 議案第12号 議案第13号 平成29年度尼崎市水道事業会計予算

議案第14号 平成29年度尼崎市工業用水道事業会計予算

議案第15号 平成29年度尼崎市下水道事業会計予算

議案第16号 平成29年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(平成28年度補正予算)

議案第17号 平成28年度尼崎市一般会計予算(第5号)

議案第18号 平成28年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算(第1号)

平成28年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算(第1号) 議案第19号

議案第20号	平成28年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算(第2号)
議案第21号	平成28年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算(第1号)
議案第22号	平成28年度尼崎市下水道事業会計予算(第1号)
議案第23号	平成28年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算(第1号)
<条例>	
議案第24号	尼崎市自転車のまちづくり推進条例について
議案第25号	みんなの尼崎城基金条例について
議案第26号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第27号	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
議案第28号	尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正
	する条例について
議案第29号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第30号	尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
	て
議案第31号	尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部
	を改正する条例について
議案第32号	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	について
議案第33号	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第34号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につい
	τ
議案第35号	尼崎市障害者介護給付費等審査会条例について
議案第36号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第37号	尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例について
議案第38号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第39号	尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例について
議案第40号	尼崎市営住宅等審議会条例について
議案第41号	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第42号	尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する
	条例の一部を改正する条例について
< その他 >	
議案第43号	包括外部監査契約の締結について
議案第44号	土地の交換について
議案第45号	指定管理者の指定について(尼崎市立第2老人福祉工場及び尼崎市

立第3老人福祉工場)

指定管理者の指定について(尼崎市立あこや学園) 議案第46号 議案第47号 指定管理者の指定について(尼崎市立身体障害者福祉会館) 議案第48号 指定管理者の指定について(尼崎市立たじかの園) 指定管理者の指定について(尼崎市立身体障害者福祉センター) 議案第49号 指定管理者の指定について(尼崎市尼崎学園) 議案第50号 議案第51号 指定管理者の指定について(尼崎市立青少年体育道場) 議案第52号 尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて 議案第53号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について 議案第54号 訴えの提起について(建物明渡し等請求事件) 議案第55号 工事請負契約の変更について(港橋耐震補強(その1)工事)

2 その他の報告

- (1) 議会の指定に基づく専決処分
 - 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故4件539,898円その他の事故2件428,665円その他1件5,000円

3 追加提出予定案件

< その他 >

- ・ 工事請負契約について((仮称)南部保健福祉センター整備工事)
- ・ 工事請負契約について((仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事)
- ・ 工事請負契約について((仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事)
- ・ 工事請負契約について((仮称)北部保健福祉センター整備工事)

< 人事 >

- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第21回尼崎市議会定例会

議案説明資料

種	別	予算	番号	議案第1号~第	16号	所	管	
件	名	平成29年度	当初予算					
	内							

(単位:千円)

	区	分		当初予算額	前年度比
_	般	会	計	201,700,000	96.9%
特	別	会	計	111,886,329	101.8%
	国民健康保険事業	業費		62,767,079	101.0%
	地方卸売市場事	業費		376,103	93.1%
	育英事業費			8,020	100.0%
	農業共済事業費			16,631	101.9%
	公共用地先行取往	得事業費		2,863,686	96.3%
	公害病認定患者	敗済事業費		30,471	65.2%
	母子父子寡婦福祉	业資金貸付	事業費	26,880	61.5%
	青少年健全育成	事業費		9,674	123.6%
	介護保険事業費			40,120,157	103.4%
	後期高齢者医療	事業費		5 , 5 7 3 , 4 1 4	106.5%
	駐車場事業費			94,214	47.8%
企	業	会	計	67,073,936	82.9%
	水道事業			12,276,619	97.7%
	工業用水道事業			2,443,192	101.0%
	下水道事業			20,501,532	95.4%
	モーターボート	競走事業		31,852,593	71.6%
	合	計		380,660,265	95.4%

種	別	予算	番号	議案第17号~	第23号	所	管	
件	名	平成28年度	補正予算	算				
				内	容			

		区分			補正予算額
_	般	会	計	(第5号)	2,686,659
特	別	会	計		411,048
	国民健康保険	事業費(第1	号)		5 1 9 , 8 3 5
	公共用地先行	取得事業費(第1号)	-
	介護保険事業	費(第2号)			3 3 8 , 4 4 7
	後期高齢者医	療事業費 (第	[1号]		229,660
企	業	会	計		1,467,691
	下水道事業(第1号)			2 3 4 , 5 9 2
	モーターボー	ト競走事業(第1号)	1,233,099

平成28年度 2月補正の概要

一般会計補正予算(補正5号)

(補正予算の内容)

歳入において、地方消費税交付金が約9億円、株式等譲渡所得割交付金が約3億円の減となるものの、市税が約7億円増となり、また歳出において、公債費が約8億円、介護保険事業費会計繰出金が約1億円の減となるほか、入札差金や執行残など、歳入・歳出全般にわたり決算見込みに基づき整理することにより、現在措置している財源対策のうち、基金繰入金約11億円を削減する。

(歳入の主なもの)

市税の増744 百万円地方交付税の増779 百万円臨時財政対策債の増244 百万円地方消費税交付金の減931 百万円株式等譲渡所得割交付金の減295 百万円財政調整基金の取崩を削減(財源対策分)1,053 百万円

(歳出の主なもの)

財政調整基金積立金の増1,064 百万円公債費の減808 百万円介護保険事業費会計繰出金の減102 百万円

投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
211,663,972	2,686,659	208,977,313

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	λ	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	744,000	議会費	15,371
利子割交付金	59,000	総務費	397,361
配当割交付金	94,000	民生費	666,049
株式等譲渡所得割交付金	295,000	衛生費	39,877
地方消費税交付金	931,000	労働費	6,339
地方特例交付金	78,000	農林水産業費	1,114
地方交付税	778,530	商工費	309,521
分担金及び負担金	11,658	土木費	1,388,189
使用料及び手数料	5,985	消防費	17,925
国庫支出金	292,787	教育費	914,451
県支出金	476,491	公債費	808,220
財産収入	1,433,933	諸支出金	328
寄付金	30,952		
繰入金	1,067,015		
諸収入	397,596		
市債	734,354		
合 計	2,686,659	合 計	2,686,659

3 主な事業 (50,000千円以上の増減のあるもの)

(単位:千円) 事項 補正額 減債基金積立金 1,454,140 2 市債償還金 491,512 臨時福祉給付金給付関係事業費 3 462,813 4 地域介護・福祉空間整備等事業費 393,035 |長洲久々知線立体交差等道路整備事業費 5 374,421 313,031 中小企業資金融資制度関係事業費 6 | 尼崎宝塚線ほか1路線県施行街路事業地元負担金 303,565 l市債利子 291,448 8 施設型給付費(教育費) 233,828 10 市営住宅建替事業費 131,493 11 本庁舎整備事業費 121,232 12 施設型給付費(民生費) 119,943 13 介護保険事業費会計繰出金 102,478 14 | 児童扶養手当給付関係事業費 98,920 15 下水道事業会計補助金 84,729 16 | 庄下川都市基盤河川改修事業費 83,989 77,516 17 |住宅市街地総合整備事業費 62,658 18 |街路灯維持管理事業費

4 繰越明許費の補正

(追加) (単位:千円)

<u>(</u> 炬	. און)	(単位:十円 <i>)</i>
	事 業 名	補 正 額
1	阪急塚口サービスセンター移転事業	32,206
2	番号制度等導入関係事業	35,350
3	鉄道駅舎エレベーター等設置事業	25,000
4	(仮称)保健福祉センター整備事業(民生費)	31,802
5	特別養護老人ホーム等整備事業	118,260
6	保育環境改善事業	286,556
7	公立保育所施設整備事業	12,000
8	(仮称)保健福祉センター整備事業(衛生費)	27,349
9	道路橋りょう維持管理事業	60,000
10	道路橋りょう新設改良事業	273,095
11	庄下川都市基盤河川改修事業	61,400
12	長洲久々知線立体交差等道路整備事業	29,372
13	市営住宅維持整備事業	45,454
14	市営住宅建替事業	181,683
15	住宅市街地総合整備事業	96,136
16	消防庁舎等整備事業	37,836
17	小学校各種施設整備事業	89,926
18	小学校学校適正規模·適正配置推進事業	47,046
19	小学校学校空調整備事業	1,020,105
20	中学校学校適正規模·適正配置推進事業	67,278
21	尼崎養護学校移転事業	477,125
	合 計	3,054,979

5 市債の補正

(変更) (単位:千円)

		(+ <u> </u>
起 債 の 目 的	補正前	補正後
学校施設整備事業費	限度額 4,716,000	限度額 6,264,000
臨時財政対策債	限度額 8,000,000	限度額 8,243,954

特別会計補正予算(4会計)

411,048 千円

1 国民健康保険事業費(補正1号)

519,835 千円

	* *	(単位:千円)
	事項	補 正 額
1	人件費	8,540
2	総務管理費(人件費除く)	4,925
3	一般被保険者高額療養費	372,619
4	療養給付費負担金等返還金	133,751

2 公共用地先行取得事業費(補正1号)

(単位:千円)

	事項	補 正 額
1	土地貸付収入	2,458
2	不動産売払収入	50,000
3	他会計繰入金	52,458

3 介護保険事業費(補正2号)

338,447 千円

(単位<u>:千円)</u>

	事項	補正額
1	人件費	13,012
2	介護サービス等給付費	761,890
3	総務管理費 (人件費除く)	5,375
4	介護相談員派遣事業費	1,224
5	認知症対策推進事業費	592
6	介護給付費準備基金積立金	349,288
7	高額介護サービス費	91,851
8	審查支払手数料	2,507

4 後期高齢者医療事業費(補正1号)

229,660 千円

(単位:千円)

		() [] ()
	事項	補 正 額
1	保険料等負担金	237,743
2	保険基盤安定拠出金	8,083

1 下水道事業会計(補正1号)

234,592 千円 (単位:千円)

		(<u> </u>
	事業名	補 正 額
1	減価償却費	41,446
2	資産減耗費	166,153
3	支払利息及び企業債取扱諸費	26,993

2 モーターボート競走事業会計(補正1号)

1,233,099 千円 (単位:千円)

_			<u> </u>
		事業名	補 正 額
	1	物件費その他	1,269,863
	2	職員給与費	56,500
	3	建設改良費	19.736

種	別	条例	番	号	議案第24号	所	管	生活安全課
件 名 尼崎市自転車のまちづくり推進条例について								
					内	容		

1 制定理由

本市における自転車利用の位置付けを、課題から魅力へ転換し、市民一人ひとりが 自転車に愛着を持ちシビックプライドを持つまちとするため、市、市民等、事業者、 教育事業者等及び自転車小売業者等の責務を明確にし、自転車のまちづくりに関する 基本的な事項を定める条例を新たに制定する。

2 主な制定内容

(1) 目的(第1条)

自転車のまちづくりに関し、市、市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等の責務を明確にするとともに、自転車のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自転車のまちづくりを推進することを目的とする。

- (2) 市、市民等、事業者等の責務(第3条~第6条) 自転車のまちづくりの推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を策定し、 実施する市の責務と、その施策に協力することなどの市民等、事業者、教育事業 者等及び自転車小売業者等の責務を定める。
- (3) 推進計画(第7条) 推進施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を、市民や学識経験者など の意見を聴きながら策定することなどを定める。
- (4) 自転車の安全適正利用に係る指導等(第9条) 市長は、道路交通法その他の交通法規に違反するおそれがある行為をした者等 に対し、自転車の安全適正利用のために必要な指導等を行えることを定める。
- (5) 事業者等による啓発等(第11条) 事業者等は、従業員等に自転車の安全適正利用に関する啓発を行うこと、管理 する施設において迷惑駐輪を防止する措置を講ずるよう努めることを定める。
- (6) 教育事業者等及び自転車小売業者等による啓発(第12条、第13条) 教育事業者等は児童等に、また、自転車小売業者等は購入者等に、それぞれ安 全適正利用に関する啓発を行うよう努めることを定める。
- (7) 指導及び助言(第14条) 市長は、(5)及び(6)の責務を有する者に、必要な指導等を行えることを定める。
- 3 施行期日

平成29年10月1日

種	別	条例	番号	議案第25号	所	管	まち咲き施策推進担当
件	名	みんなの尼崎城					
				内	容		

1 制定理由

ご寄付いただくことになった尼崎城が本市の歴史的なシンボルとなるよう、築城400年を見据えた取組を進めている。末永く市民に愛される尼崎城にしたいといった寄付者の意向に沿うよう、多くの方々に親しみを感じていただけるような市民参加の城づくりを進めるとともに、尼崎城の整備及び管理に資する事業の推進を図るため、地方自治法241条に基づきみんなの尼崎城基金を設置することに伴い、条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 基金の額(第2条)

基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

ア 事業に要する経費に充てるための寄付金の額

イ 毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(2) 管理(第3条)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(3) 処分(第6条)

基金は、事業の推進を図るという設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

3 施行期日

平成29年4月1日

種	別	条例	番	号	議案第26号	所	管	行政管理課
件	件 名 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について							
					内	容		

1 改正理由

事務事業の執行体制の整備等により、職員定数の増員等を行うための規定の整備を行う。

2 主な改正内容

第2条第1項に規定する職員の定数を次の表のとおり改める。

部 局	改正	現行	増減
市長の事務部局の職員	2,019	1,983	36
[うち、尼崎市福祉事務所の職員]	[174]	[165]	[9]
教育委員会及びその所管に属する学校その他の 教育機関の事務部局の職員	292	285	7
教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	238	243	5
(参考)			
その他改正を行わなかった部局	666	666	0
条例定数の総数	3,215	3,177	38

3 職員定数増減(+38)の主な内訳

市長事務部局(+36)	・ひと咲きまち咲き担当局の設置				
	・(仮称)保健福祉センター設置準備への対応				
	・生活保護業務への対応				
	・(仮称)子どもの育ち支援センター設置準備				
	への対応 など				
教育委員会事務部局(+7)	・城内まちづくり整備事業への対応				
	・中学校給食準備事業への対応など				
教育委員会教員(5)	・市立全日制高等学校の見直し など				

4 施行期日

平成29年4月1日

尼崎市職員定数条例

改正後	現行				
(職員の定数)	(職員の定数)				
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。				
(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,019人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,983人</u>				
うち尼崎市福祉事務所の職員 174	うち尼崎市福祉事務所の職員 165				
人	丛				
(2) 議会の事務部局の職員 18人	(2) 議会の事務部局の職員 18人				
③ 教育委員会及びその所管に属する学校そ	(3) 教育委員会及びその所管に属する学校そ				
の他の教育機関の事務部局の職員 292	の他の教育機関の事務部局の職員 <u>285</u>				
人	丛				
(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及	⑷ 教育委員会の所管に属する学校の校長及				
び教員 <u>238人</u>	び教員 <u>243人</u>				
(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人	(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人				
(6) 監査委員の事務部局の職員 12人	(6) 監査委員の事務部局の職員 12人				
(7) 公平委員会の事務部局の職員 1人	(7) 公平委員会の事務部局の職員 1人				
(8) 農業委員会の事務部局の職員 1人	(8) 農業委員会の事務部局の職員 1人				
(9) 消防部局の職員	(9) 消防部局の職員				
消防職員 436人	消防職員 436人				
消防団員 1,000人	消防団員 1,000人				
計 1,436人	計 1,436人				
⑪ 水道局の職員 164人	(10) 水道局の職員 164人				
(11) 公営事業局の職員 26人	(11) 公営事業局の職員 26人				
2~4 略	2 ~ 4 略				

種	別	条例	番号	議案第27号	所 管	行政管理課		
件	件 名 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について							
				内	容			

1 改正理由

新たな行政課題への的確な対応及び時宜に応じた組織体制の構築を行うため、規定の整備を行う。

2 改正内容

現在、企画財政局において担っている広報事業について、市報をはじめとする本市の市政情報の発信を今まで以上に市民にとってわかりやすいものとし、親しみやすい市政運営についてのPRの強化を図るため、秘書室に移管する。

3 施行期日 平成29年4月1日

尼崎市事務分掌条例

改正後

(部局の設置及び分掌事務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げ る部局を設け、その分掌する事務は、次のと おりとする。

秘書室

- (1) 秘書に関する事項
- (2) 広報に関する事項

危機管理安全局

- (1) 防災その他の危機管理に関する事項
- (2) 消費生活に関する事項
- (3) 交通安全対策に関する事項

企画財政局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 国際交流に関する事項
- (3) 市政の総合企画及び総合調整に関する事 項
- (4) 予算その他財政に関する事項
- (5) 文化に関する事項
- (6) 都市の魅力の創造及び発信に関する事項

総務局

- (1) 法制その他市の行政一般に関する事項
- (2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に 関する事項
- (3) 行政管理に関する事項
- (4) 情報及び統計に関する事項
- (5) 他の部局の主管に属しない事項

資産統括局

- (1) 公有財産に関する事項
- (2) 契約及び検査に関する事項
- (3) 市税に関する事項

市民協働局

- (1) 協働のまちづくりに関する事項
- (2) 男女共同参画に関する事項
- (3) 広聴に関する事項

現行

(部局の設置及び分掌事務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げ る部局を設け、その分掌する事務は、次のと おりとする。

秘書室

(1) 秘書に関する事項

危機管理安全局

- (1) 防災その他の危機管理に関する事項
- (2) 消費生活に関する事項
- (3) 交通安全対策に関する事項

企画財政局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 広報に関する事項
- (3) 国際交流に関する事項
- (<u>4</u>) 市政の総合企画及び総合調整に関する事 項
- (5) 予算その他財政に関する事項
- (6) 文化に関する事項
- (<u>7)</u> 都市の魅力の創造及び発信に関する事項

総務局

- (1) 法制その他市の行政一般に関する事項
- (2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に 関する事項
- (3) 行政管理に関する事項
- (4) 情報及び統計に関する事項
- (5) 他の部局の主管に属しない事項

資産統括局

- (1) 公有財産に関する事項
- (2) 契約及び検査に関する事項
- (3) 市税に関する事項

市民協働局

- (1) 協働のまちづくりに関する事項
- (2) 男女共同参画に関する事項
- (3) 広聴に関する事項

- (4) 人権啓発等及び国際化に関する事項
- (5) 支所に関する事項
- (6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項
- (7) 社会保険等に関する事項

健康福祉局

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項
- (3) 介護保険に関する事項

こども青少年本部事務局

- (1) 子どもの育成支援に関する事項
- (2) 青少年の育成支援に関する事項

経済環境局

- (1) 産業経済に関する事項
- (2) 労働に関する事項
- (3) 公害及び環境に関する事項
- (4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔 の保特に関する事項

都市整備局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 建築に関する事項
- (3) 用地に関する事項
- (4) 道路及び橋りょうに関する事項
- (5) 河川及び港湾に関する事項
- (6) 公園及び緑地に関する事項
- (7) 下水道に関する事項
- (8) 都市の再開発に関する事項
- (9) 土地区画整理に関する事項
- (10) 住宅に関する事項

- (4) 人権啓発等及び国際化に関する事項
- (5) 支所に関する事項
- (6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項
- (7) 社会保険等に関する事項

健康福祉局

- (1) 保健衛生に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項
- (3) 介護保険に関する事項
- こども青少年本部事務局
 - (1) 子どもの育成支援に関する事項
 - (2) 青少年の育成支援に関する事項

経済環境局

- (1) 産業経済に関する事項
- (2) 労働に関する事項
- (3) 公害及び環境に関する事項
- (4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔 の保特に関する事項

都市整備局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 建築に関する事項
- (3) 用地に関する事項
- (4) 道路及び橋りょうに関する事項
- (5) 河川及び港湾に関する事項
- (6) 公園及び緑地に関する事項
- (7) 下水道に関する事項
- (8) 都市の再開発に関する事項
- (9) 土地区画整理に関する事項
- (10) 住宅に関する事項

種	別	条例	番号	議案第28号	所 管	給与課		
件								
				内	容			

1 改正理由

働きながら介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院勧告等を踏まえた 国家公務員に係る改正内容に準じて所要の整備を行う。

2 主な改正内容

(1) 介護のための所定外労働の免除の導入

要介護者の介護を行う職員が要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がないと認められるときは、所定の勤務時間以外における勤務を免除する制度を導入する。

(2) 介護休暇の分割取得

現行、連続する6月の期間内で取得可能としている介護休暇について、職員の申出に基づき、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内において取得可能とするよう改める。

(3) 介護時間の導入

日常的な介護ニーズに対応するため、職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを可能とする介護時間(無給)を導入する。

3 施行期日

平成29年4月1日。

ただし、改正後の制度利用に関する請求等については公布の日。

改正後

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過 勤務の制限)

- 第5条 任命権者は、職員(市規則で定める職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、その未就学児(小学校就学の始期に達するまでの子(市規則で定める者を含む。)をいう。第3項において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、職員が、市規則で定めるところにより、<u>その3歳に満たない子(市規則で</u>定める者を含む。)を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、所定の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において「超過勤務」という。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、職員が、市規則で定めるところにより、<u>その未就学児</u>を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、市規則で定める時間数を超えて、超過勤務をさせてはならない。
- 4 前各項の規定は、職員が第13条の3に規定する要介護者を介護する場合について準用する。この場合において、第1項中「職員(市規則で定める職員を除く。)」とあるのは「職員」と、第2項中「当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

現 行

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過 勤務の制限)

- 第5条 任命権者は、小学校就学の始期に達す <u>るまでの子(以下「未就学児」という。)の</u> <u>ある</u>職員(市規則で定める職員を除く。)が、 市規則で定めるところにより、<u>当該未就学児</u> を養育するために請求した場合には、公務の 運営に支障がある場合を除き、深夜(午後1 0時から翌日の午前5時までの間をいう。) における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、所定の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において「超過勤務」という。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、<u>未就学児のある</u>職員が、市規 則で定めるところにより、<u>当該未就学児</u>を養 育するために請求した場合には、当該職員の 業務を処理するための措置を講ずることが著 しく困難である場合を除き、市規則で定める 時間数を超えて、超過勤務をさせてはならな い。
- 4 第1項及び前項の規定は、第13条の3に 規定する要介護者を介護する職員について準 用する。この場合において、第1項中「小学 校就学の始期に達するまでの子(以下「未就 学児」という。)のある職員(市規則で定め る職員を除く。)」とあるのは「第13条の 3に規定する要介護者のある職員」と、「未 就学児を養育する」とあるのは「要介護者を 介護する」と、前項中「未就学児の」とある のは「第13条の3に規定する要介護者の」

(休暇)

第7条 略

2 次条及び第10条から第17条までに規定 する休暇は有給休暇とし、第18条から第2 0条までに規定する休暇は無給休暇とする。

(男性職員の育児のための休暇)

第12条の4 任命権者は、男性職員の配偶者 の出産の前後の市規則で定める期間におい て、当該男性職員が、当該出産に係る子又は 当該子以外の当該男性職員の子(市規則で定 める者を含む。) で小学校就学の始期に達す るまでのものを養育するため、勤務しないこ とが相当であると認められる場合において は、その請求により、当該期間において5日 以内の育児のための休暇を与える。

(育児時間)

第13条 任命権者は、生後1年に達しない子 (市規則で定める者を含む。)を養育する職 員(以下「育児時間付与対象職員」という。) に対しては、その請求により、1日2回各々 30分(育児時間を取得しようとする日の勤 務時間が4時間以下である職員(以下「短時 間勤務職員」という。)にあっては、1日1 回30分)の育児時間を与える。

2 略

(子の看護等の子育てのための休暇)

第13条の2 任命権者は、次のいずれかに該 当するときは、児童(職員の子(市規則で定 める者を含む。)で、12歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にあるものをい う。以下この条において同じ。)を養育する 職員の請求により、1年につき5日(その養 育する児童が2人以上いる場合は、10日) 以内の子育てのための休暇を与える。

(1)・(2) 略

(介護休暇)

と、「未就学児を養育する」とあるのは「要 介護者を介護する」と読み替えるものとする。 (休暇)

第7条 略

2 次条及び第10条から第17条までに規定 する休暇は有給休暇とし、第18条及び第1 9条に規定する休暇は無給休暇とする。

(男性職員の育児のための休暇)

第12条の4 任命権者は、配偶者の出産の前 後の市規則で定める期間において、当該出産 に係る子又は未就学児(配偶者の子を含む。 第13条の2において同じ。)を養育する男 性職員がこれらの子の養育をするため、勤務 しないことが相当であると認められる場合に おいては、その請求により、当該期間におい て5日以内の育児のための休暇を与える。

(育児時間)

第13条 任命権者は、生後1年に達しない子 を養育する職員(以下「育児時間付与対象職 員」という。) に対しては、その請求により、 1日2回各々30分(育児時間を取得しよう とする日の勤務時間が4時間以下である職員 (以下「短時間勤務職員」という。)にあっ ては、1日1回30分)の育児時間を与える。

2 略

(子の看護等の子育てのための休暇)

第13条の2 任命権者は、次のいずれかに該 当するときは、児童(12歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある者をい う。以下この条において同じ。)を養育する 職員の請求により、1年につき5日(その養 育する児童が2人以上いる場合は、10日) 以内の子育てのための休暇を与える。

(1) · (2) 略

(介護休暇)

第19条 任命権者は、職員に係る要介護者の|第19条 任命権者は、職員が要介護者の介護

各々が介護を必要とする一の継続する状態ご とに、3回を超えず、かつ、通算して6月を 超えない範囲内で当該職員の申出に基づき任 命権者が指定する期間(以下「指定期間」と いう。)内において、当該職員が、当該要介 護者の介護をするため、勤務しないことが相 当であると認められる場合においては、その 請求により、介護休暇を与える。

2 前項の介護休暇の期間は、指定期間内にお いて必要と認められる期間とする。

(介護時間)

第20条 任命権者は、職員に係る要介護者の 各々が介護を必要とする一の継続する状態ご とに、連続する3年の期間(当該要介護者に ついて前条第1項の規定により指定期間が設 けられている場合における当該指定期間と重 複する期間を除く。)内において、当該職員 が、当該要介護者の介護をするため、1日の 勤務時間の一部につき勤務しないことが相当 であると認められる場合においては、その請 求により、1日につき2時間を超えない範囲 内で必要と認められる時間の介護時間を与え る。

(委任)

条例の施行について必要な事項は、市規則で 定める。

をするため、勤務しないことが相当であると 認められる場合においては、その請求により、 介護休暇を与える。

2 前項の介護休暇の期間は、第13条の3に 規定する者の各々が同条に規定する介護を必 要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6月の期間内において必要と認められる期間 とする。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この|第20条 この条例に定めるものの|外、必要な 事項は、市規則で定める。

種	別	条例	番号	議案第29号	所 管	給与課				
件	:名	尼崎市職員の約	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について							
				内	容					

1 改正理由

平成28年度の人事院勧告にて示された扶養手当の見直し等について、国家公務員の改正内容に準じた改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 扶養手当の改正

次表のとおり、配偶者に係る手当額を父母等に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る手当額の増額を行う。

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度 以降
和	局長級	13,000	10,000	6,500	3,500	0
配偶者	部長級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
者	課長級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
♦	局長級	6,500	6,500	6,500	3,500	0
父母等	部長級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	課長級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

(2) 介護時間導入のための所要の整備

平成29年4月1日より新たに導入する介護時間について、当該介護時間を取得した場合の給与を減額するための規定の整備を行う。

(3) 初任給調整手当

給与制度の総合的見直しの一環として、医療職給料表適用者に対して支給する初任給調整手当について、その上限額を250,600円から308,000円に改める。

3 施行期日

平成29年4月1日

改正後

(昇給)

- 第9条 職員の昇給は、市規則で定める日に、 同日前2年(市長が別に定める職員にあって は、市長が別に定める期間)内に実施された 人事評価の結果等に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるかどうか及び当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれらに相当するものとして市規則で定めるものにあっては、3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い、決定するものとする。

3~6 略

(扶養手当)

- 第12条 扶養親族のある職員(再任用職員を除く。次項、第3項及び第5項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項において同じ。)には、扶養手当を支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの(以下「8級職員」という。)に対しては、支給しない。
- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(1) 略

現 行

(昇給)

- 第9条 職員の昇給は、市規則で定める日に、 同日前2年(市長が別に定める職員にあって は、市長が別に定める期間)内に実施された <u>勤務成績の評定</u>の結果等に基づき行うものと する。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるかどう か及び当該職員を昇給させる場合の昇給の号 給数は、同項に規定する期間の全部を良好な 成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 (行政職給料表の適用を受ける職員でその等 級が6級以上であるもの及び同表以外の各給 料表の適用を受ける職員でその等級がこれら に相当するものにあっては、3号給)とする ことを標準として市規則で定める基準に従 い、決定するものとする。

3~6 略

(扶養手当)

第12条 扶養親族のある職員(再任用職員を除く。次項、第3項及び第5項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項において同じ。)には、扶養手当を支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
 - (1) 略

- (2) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子
- (3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

(4)~(6) 略

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、 父母等については1人につき6,500円(行 政職給料表の適用を受ける職員でその等級が 7級であるもの及び同表以外の各給料表の適 用を受ける職員でその等級がこれに相当する ものとして市規則で定めるもの(以下「7級 職員」という。)にあっては、3,500円)、 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養 親族たる子」という。)については1人につ き10,000円とする。

4 略

- 5 新たに職員となった者に扶養親族<u>(8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨</u>を市長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族<u>たる</u>要件を具備するに至った者がある場合<u>(8級職員に扶養親族たる</u> る配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族<u>たる</u>要件を欠くに至った者がある場合(<u>扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号</u>に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合<u>及び8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者があ</u>る場合を除く。)

(削る)

(2) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子及び孫

(3)~(5) 略

3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号に該当する</u> <u>扶養親族については13,000円、同項第</u> <u>2号から第5号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。</u>

4 略

- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を市長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族<u>としての</u>要件を欠くに至った者がある場合(<u>第2項第2号又は第4号</u>に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 第2項第2号から第5号までに該当する 扶養親族がある職員が配偶者のない職員と なった場合(前号に該当する場合を除く。)

(削る)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者 に扶養親族(8級職員にあっては、扶養親族 たる子に限る。)がある場合においてはその 者が職員となった日、8級職員から8級職員 以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等がある場合においてその職員に扶 養親族たる子で前項の規定による届出に係る ものがないときはその職員が8級職員以外の 職員となった日、職員に扶養親族(8級職員 にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項 の規定による届出に係るものがない場合にお いてその職員に同項第1号に掲げる事実が生 じたときはその事実が生じた日の属する月の 翌月(これらの日が月の初日であるときは、 その日の属する月)から開始し、扶養手当を 受けている職員が離職し、又は死亡した場合 においてはそれぞれその者が離職し、又は死 亡した日、8級職員以外の職員から8級職員 となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等 で同項の規定による届出に係るものがある場 合においてその職員に扶養親族たる子で同項 の規定による届出に係るものがないときはそ の職員が8級職員となった日、扶養手当を受 けている職員の扶養親族(8級職員にあって は、扶養親族たる子に限る。) で同項の規定 による届出に係るものの全てが扶養親族たる 要件を欠くに至った場合においてはその事実 が生じた日の属する月(これらの日が月の初 日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の 開始については、同項の規定による届出が、 これに係る事実の生じた日から15日を経過 した後にされたときは、その届出を受理した 日の属する月の翌月(その日が月の初日であ るときは、その日の属する月)から行うもの とする。
- (4) 第2項第2号から第5号までに該当する 扶養親族がある職員が配偶者を有するに至 った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者 に扶養親族がある場合においてはその者が職 員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1号に掲げる事実が生じた場合においてはそ の事実が生じた日の属する月の翌月(これら の日が月の初日であるときは、その日の属す る月)から開始し、扶養手当を受けている職 員が離職し、又は死亡した場合においてはそ れぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶 養手当を受けている職員の扶養親族で同項の 規定による届出に係るもののすべてが扶養親 族たる要件を欠くに至った場合においてはそ の事実が生じた日の属する月(これらの日が 月の初日であるときは、その日の属する月の 前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の 支給の開始については、同項の規定による届 出が、これに係る事実の生じた日から15日 を経過した後にされたときは、その届出を受 理した日の属する月の翌月(その日が月の初 日であるときは、その日の属する月)から行 うものとする。

- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる 事実が生じた場合においては、その事実が生 じた日の属する月の翌月(その日が月の初日 であるときは、その日の属する月)からその 支給額を改定する。前項ただし書の規定は、 第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合 における扶養手当の支給額の改定について準 用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項 第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族 (8級職員にあっては、扶養親族たる子に 限る。)で第5項の規定による届出に係るも のの一部が扶養親族たる要件を欠くに至っ た場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親 族たる子で第5項の規定による届出に係る ものがある8級職員が8級職員以外の職員 となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の 規定による届出に係るものがある7級職員 が7級職員及び8級職員以外の職員となっ た場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の 規定による届出に係るもの及び扶養親族た る子で同項の規定による届出に係るものが ある職員で8級職員以外のものが8級職員 となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の 規定による届出に係るものがある職員で7 級職員及び8級職員以外のものが7級職員 となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定に よる届出に係るもののうち特定期間にある 子でなかった者が特定期間にある子となっ た場合

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、その勤務 しないことにつき任命権者の承認があった場 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に 第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶 養手当を受けている職員の扶養親族で同項の 規定による届出に係るものの一部が扶養親族 たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受 けている職員について同項第3号若しくは第 4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶 養親族たる子で同項の規定による届出に係る もののうち特定期間にある子でなかった者が 特定期間にある子となった場合においては、 <u>これらの事実が生じた日の</u>属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その 日の属する月)からその支給額を改定する。 前項ただし書の規定は、扶養手当を受けてい る職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生 じた場合における扶養手当の支給額の改定 (第2項第2号から第5号までに該当する扶 養親族で第5項の規定による届出に係るもの <u>がある職員で配偶者のないものが扶養親族た</u> る配偶者を有するに至った場合における当該 第2項第2号から第5号までに該当する扶養 親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている職員のうち第2項 第2号から第5号までに該当する扶養親族で 第5項の規定による届出に係るものがある職 員が配偶者のない職員となった場合における 当該第2項第2号から第5号までに該当する 扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定につ いて準用する。

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、その勤務 しないことにつき、任命権者の承認があった 合(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合、同条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合及び同条例第20条の規定により介護時間を与えられた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(初任給調整手当)

第21条の5 医療職給料表の適用を受ける職員には、月額308,000円を超えない範囲内において、勤続期間に応じて市規則で定める額の初任給調整手当を支給する。

2 略

別表第3

消防職給料表

713173 1-777-1 1 1 2 2									
田本小	等	1	2	3	4	5	6		
職	√級	級	級	級	級	級	級		
員の		給	給	給	給	給	給		
0	号	料	料	料	料	料	料		
区	給	月	月	月	月	月	月		
分		額	額	額	額	額	額		

<u>備考 この表は、消防司令長、消防司令、消</u> <u>防司令補、消防士長及び消防士の階級に</u> ある職員に適用する。

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格をした日の前	昇格後の号給							
<u>た</u> 日の前 日に受け ていた号 給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
			_					

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける 職員の等級が第5条第1項の規定により決 場合(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合及び同条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(初任給調整手当)

第21条の5 医療職給料表の適用を受ける職員には、月額250,600円を超えない範囲内において、勤続期間に応じて市規則で定める額の初任給調整手当を支給する。

2 略

別表第3

消防職給料表

H本小	等	1	2	3	4	5	6
職	∖ 級	級	級	級	級	級	級
員の		給	給	給	給	給	給
0	号	料	料	料	料	料	料
分	給	月	月	月	月	月	月
ח		額	額	額	額	額	額
							/
			//				

備考 この表は、消防吏員であって市規則で 定めるものに適用する。

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

<u>昇格した</u> 日の前日								
に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8 8	級

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける 職員の<u>職務の級</u>が第5条第1項の規定によ り決定される場合について適用する。 定される場合について適用する。

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

<u>昇格をした</u> 日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその<u>等級</u>が4級であるものの<u>等級</u>が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格をした日の前	昇格後の号給			
日に受けていた 号給	2級	3級	4級	5級

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の<u>等級</u>が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の<u>等級</u>が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

工 教育職給料表 二昇格時号給対応表

<u>昇格をした</u> 日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	2級	3級	

備考 この表は、教育職給料表二の適用を受ける職員の<u>等級</u>が第5条第1項の規定により 決定される場合について適用する。

才 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

<u>昇格をした</u> 日 の前日に受け	昇格後の号給				
ていた号給	2級	3級	4級	5級	6級

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける 職員の等級が第5条第1項の規定により決 イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

<u>昇格した</u> 日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその<u>職務の級</u>が4級であるものの<u>職務の級</u>が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前	昇格後の号給			
日に受けていた 号給	2級	3級	4級	5級

備考 この表は、教育職給料表(一の適用を受ける職員の<u>職務の級</u>が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の<u>職務の級</u>が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

工 教育職給料表[二]昇格時号給対応表

<u>昇格した</u> 日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	2級	3級	

備考 この表は、教育職給料表二の適用を受ける職員の<u>職務の級</u>が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

才 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

<u>昇格した</u> 日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
いた号給	2級 3級 4級 5級 6				
					_

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける 職員の職務の級が第5条第1項の規定によ 定される場合について適用する。

力 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

<u>昇格をした</u> 日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給

- 備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその<u>等級</u>が4級であるものの<u>等級</u>が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。
 - キ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格をした日の前 日に受けていた	昇格後の号給		
号給	2級	3級	4級

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける 職員の<u>等級</u>が第5条第1項の規定により決 定される場合について適用する。 り決定される場合について適用する。

力 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

<u>昇格した</u> 日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその<u>職務の級</u>が4級であるものの<u>職務の級</u>が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

キ 医療職給料表昇格時号給対応表

<u>昇格した</u> 日の前 日に受けていた	昇格後の		号給
号給	2級	3級	4級

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける 職員の<u>職務の級</u>が第5条第1項の規定によ リ決定される場合について適用する。

種	別	条例	番号	議案第30号	所 管	給与課
件	名	名 尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について			Eする条例について	
				内	容	

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)の施行に伴い、人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る改正内容に準じて所要の整備を行う。

2 改正内容

(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに伴う所要の整備

育児休業等の対象となる子について、法で規定されている者に準じて条例で定める者として、養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより養子縁組里親としてではなく養育里親として職員にその養育が委託されている子を加える。

また、育児休業等を再度取得することができる特別の事情として、当初の育児休業等に係る子以外の子を対象とする新たな育児休業等が承認されたことにより当初の育児休業が効力を失った後に、新たな育児休業等に係る子についての特別養子縁組の申立てが成立しなかった場合又は養子縁組が成立することなく里親委託が解除された場合を加える。

(2) 介護時間の導入に伴う所要の整備

部分休業の取得可能時間(通常は1日を通じて2時間)について、介護時間を与えられている職員に関しては、2時間から介護時間を減じて得た時間とする。

3 施行期日

平成29年4月1日

(法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(その養育する児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童の養育を受託することができない職員に限る。)にその養育が委託されている当該児童とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

- 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。
 - (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次のいずれかに該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

- イ 養子縁組等により当該職員と別居する こととなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の承認に係る子が次のいずれかに該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第8 17条の2第1項の規定による請求に係 る家事審判事件が終了した場合(特別養 子縁組の成立の審判が確定した場合を除 く。)又は養子縁組が成立しないまま児童 (法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の2 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

- 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。
 - (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を 始め、又は出産したことにより当該育児休 業の承認が効力を失った後、当該産前の休 業<u>若しくは</u>出産に係る子が死亡し、又は養 子縁組等により当該職員と別居することと なったこと。
 - (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。

福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)~(6) 略

(育児短時間勤務終了後1年以内に再度の育児 短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 法第10条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児短時間勤務職員(法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員をいう。以下同じ。)が産前の休業を始め、又は出産したことによりその育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイのいずれかに該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が第12条第1号に該当したことによりその育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の承認に係る子が第3条第2号ア又はイのいずれかに該当することとなったこと。

(3)~(7) 略

(部分休業の承認等)

第16条 部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第13条の規定による育児時間を与えられている職員及び勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられている職員については、2時間からその与えられている育児時間又は介護時間の時間(育児時間及び介護時間を与えられている場合は、これらの時間の合計時間(当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間)を減じて得た時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 • 3 略

(3)~(6) 略

(育児短時間勤務終了後1年以内に再度の育児 短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 法第10条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児短時間勤務職員(法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員をいう。以下同じ。)が産前の休業を始め、又は出産したことによりその育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認が効力を失った後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該育児短時間勤務職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が第12条第1号に該当したことによりその育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該育児短時間勤務職員と別居することとなったこと。

(3)~(7) 略

(部分休業の承認等)

第16条 部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられている職員については、2時間から<u>当該育児時間</u>を減じて得た時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 · 3 略

種	別	条例	番号	議案第31	号	所 管	税務管理課
件	件 名			牧正する条例の一部を改正す			
				内		容	

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)の施行等に伴い、所要の整備を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで2年半延長する。 【条例附則第22項】
- (2) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)(三輪以上の新車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れ、環境負荷の小さいものに係る税額の軽減措置)の適用対象取得期間を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。(現行の適用対象取得期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。)

【条例附則第36項から第38項】

- (3) 法人の市民税の法人税割に係る税率を8.4%(現行12.1%)とする時期を 平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期する。
- (4) 中小法人に対する法人の市民税の不均一課税について、適用要件に該当した場合に法人税割額から控除する額を、当該法人税割額に8.4分の2.4(現行12.1分の2.4)を乗じて計算した額とする時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期する。
 - 【(3)及び(4) 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年尼崎市条例第48 号)付則第1項第2号】

3 施行期日

公布の日。

ただし2(2)は平成29年4月1日とする。

改正後

現行

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 18~21 略

(軽自動車税の税率の特例)

35 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第38項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3 , 9 0 0 円	4,600円
第2号イ		
	6,900円	8,200円
第2号ウ	10,800円	12,900円

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 18~21 略

2 2 平成 2 2 年度から 平成 4 1 年度 年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義 務者が前年分の所得税につき租税特別措置法 第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用 を受けた場合(居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から平成 3 1 年まで の各年である場合に限る。)において、附則第 1 8 項の規定の適用を受けないときは、法附則 第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により り読み替えて適用される場合を含む。)に規定 するところにより計算した金額を、当該納税義 務者の第 2 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 2 5 条第 1 項の規定を適用した場合の所得割の 額から控除する。

(軽自動車税の税率の特例)

35 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第38項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条	3 , 9 0 0 円	4,600円
第2号イ		
第62条	6,900円	8,200円
第2号ウ	10,800円	12,900円

3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

3 6 平成28年4月1日から平成29年3月 31日までの間(次項及び附則第38項において「軽課対象期間」という。)に初回車両番号 指定を受けた3輪以上の軽自動車で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成 29年度分の軽自動車税に係る第62条の規 定の適用については、次表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900円	1,000円
第2号イ		
	6,900円	1,800円
第2号ウ	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 7 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3,900円	2,000円
第2号イ		
	6,900円	3,500円
第2号ウ	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 8 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第5項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽

3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

36 平成27年4月1日から平成28年3月 31日までの間(次項及び附則第38項において「軽課対象期間」という。)に初回車両番号 指定を受けた3輪以上の軽自動車で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成 28年度分の軽自動車税に係る第62条の規 定の適用については、次表の左欄に掲げる___ 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条	3,900円	1,000円
第2号イ		
第62条	6,900円	1,800円
第2号ウ	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

37 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条	3,900円	2,000円
第2号イ		
第62条	6,900円	3,500円
第2号ウ	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 8 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第5項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽

自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3 , 9 0 0 円	3,000円
第2号イ		
	6,900円	5,200円
第2号ウ	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条	3,900円	3,000円
第2号イ		
第62条	6,900円	5,200円
第2号ウ	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年尼崎市条例第48号)(第2条関係)

改正後

(施行期日)

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - (1) 略
 - (2) 第2条の規定(前号及び次号に掲げる改正 規定を除く。)及び付則第5項の規定 平成 3 1年10月1日
 - (3) 略

(市民税に関する経過措置)

2~4 略

5 平成29年改正後条例第33条の7第2項 及び第33条の7の2第1項の規定は、平成3 1年10月1日以後に開始する事業年度分の 法人の市民税及び同日以後に開始する連結事 業年度分の法人の市民税について適用し、同日 前に開始した事業年度分の法人の市民税及び 同日前に開始した連結事業年度分の法人の市 民税については、なお従前の例による。

6~8 略

現行

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - (1) 略
 - (2) 第2条の規定(前号及び次号に掲げる改正 規定を除く。)及び付則第5項の規定 平成 29年4月1日
 - (3) 略

(市民税に関する経過措置)

2~4 略

5 平成29年改正後条例第33条の7第2項 及び第33条の7の2第1項の規定は、平成2 9年4月1日以後に開始する事業年度分の法 人の市民税及び同日以後に開始する連結事業 年度分の法人の市民税について適用し、同日前 に開始した事業年度分の法人の市民税及び同 日前に開始した連結事業年度分の法人の市民 税については、なお従前の例による。

6~8 略

種	別	条例	番号	議案第32号	所 管	学務課
件	名	尼崎市立幼稚園	園の設置)	及び管理に関する剣	条例の一部	『を改正する条例について
				内	容	

1 改正理由

市立幼稚園における子育て支援のさらなる充実を目的に、現行、教育課程に係る教育時間終了後の時間帯のみ実施している一時預かり保育を、平成30年度以降長期休業日へ拡充するため、所要の整備を行う。

なお、平成29年度においては平成30年度以降の本格実施に向けて保護者ニーズ等を調査する目的で、夏季休業日中に試行実施する。

2 改正内容

- (1) 長期休業日への拡充について(第5条第2項) 預かり保育の実施を長期休業日へ拡充するため、所要の整備を行う。
- (2) 長期休業日に実施する預かり保育料の設定について(第8条第2項) 長期休業日に実施する預かり保育については、午前8時30分から午後4時30 分までの8時間実施で、1日あたり800円とする。
- 3 施行期日 平成29年4月1日

改正後

(入園等の資格)

(入園等の資格)

第5条 略

2 一時預かり保育(幼稚園に<u>おいて、教育課程に係る教育が行われる日(以下「通常教育</u>実施日」という。)における当該教育に係る教育時間(以下「教育時間」という。)が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるもの及び通常教育実施日以外の日(休園日を除く。以下同じ。)における教育委員会が別に定める時間帯において行われる保育をいう。以下同じ。)を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。

(保育料)

第8条略

2 入園許可者のうちその監護する園児に一時 預かり保育を受けさせるものは、前項の保育 料のほか、1日につき、通常教育実施日にあっては400円(教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあっては、200円)、通常教育実施日以外の日にあっては800円の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

3~5 略

第5条 略

2 一時預かり保育(幼稚園における1日における教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるものにおいて行われる保育をいう。以下同じ。)を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。

現行

(保育料)

第8条 略

2 入園許可者のうちその監護する園児に一時 預かり保育を受けさせるものは、前項の保育 料のほか、1日につき400円(教育時間内 において昼食の時間が設けられる日にあって は、200円)の保育料を、教育委員会規則 で定める日までに納付しなければならない。

3~5 略

種	別	条例	番	号	議案第33号	所	管	介護保険事業担当
件	名	尼崎市介護保険	食条例	』の -	−部を改正する条例	削にて	D117	
					内	容		

1 改正理由

本市の介護認定審査会において、近年における審査及び判定件数の増加から委員の定数を増員するとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第425号)の施行に伴い委員の任期を定める。また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、新たなサービスとして開始する「第1号訪問事業」「第1号通所事業」について、事業所の指定申請等に係る申請手数料の徴収について規定する。併せて、平成27年4月より公費を投入して低所得者(第1段階)の保険料を軽減強化を実施しているが、今般、国において平成29年度の継続実施が決定されたため、規定を整備する。

2 主な改正内容

(1) 介護認定審査会の委員について

ア 定数の変更

180人 200人

イ 任期の規定

3年と定める。

- (2) 第1号事業の指定における手数料の徴収
 - ・手数料金額

	新規指定申請	指定更新申請
第1号事業	14,000円	7,000円

(3) 平成29年度の介護保険料の軽減

公費を投入して低所得者(第1段階)の保険料の軽減を強化する。

第1段階 保険料 年額35,532円 31,979円

(月額2,961円 2,665円)

3 施行期日

公布の日。

ただし、2(1)については平成29年4月1日、2(2)については公布の日の翌日。

尼崎市介護保険条例(第1条関係) 改正後 現行 (この条例の趣旨) (この条例の趣旨) 第1条 略 第1条 略 (定義) 第2条 この条例における用語の意義は、介護 保険法(平成9年法律第123号。以下「法」 <u>という。) における用語の意義による。</u> (介護認定審査会の委員の定数) (介護認定審査会の委員の定数) 第3条 法第14条の規定により設置する尼 第2条 介護保険法(平成9年法律第123 号。以下「法」という。) 第14条の規定に 崎市介護認定審査会の委員の定数は、180 より設置する尼崎市介護認定審査会の委員 人以内とする。 の定数は、180人以内とする。 (地域支援事業の実施) (地域支援事業の実施) 第3条 本市は、介護予防・日常生活支援総合 第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合 事業及び法第115条の45第2項各号に掲 事業(法第115条の45第1項に規定する げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事 介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以 業を実施するものとする。 下同じ。)及び同条第2項各号に掲げる事業 のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施 するものとする。 (保険料率) (保険料率) 第5条 平成27年度から平成29年度まで 第4条 平成27年度から平成29年度まで の各年度における保険料率は、当該年度分の の各年度における保険料率は、当該年度分の 保険料の賦課期日における次の各号に掲げ 保険料の賦課期日における次の各号に掲げ る第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当 る第1号被保険者(法第9条第1号に規定す 該各号に定める額とする。 る第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす る。 (1) ~(14) 略 (1)~(14) 略

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで
第2期 7月1日から同月31日まで
第3期 8月1日から同月31日まで
第4期 9月1日から同月30日まで
第5期 10月1日から同月31日まで
第6期 11月1日から同月30日まで
第7期 12月1日から翌年1月4日まで
第8期 1月4日から同月31日まで
第9期 2月1日から同月末日まで

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保 険料額の算定)

第10期 3月1日から同月31日まで

第7条 略

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における<u>第5条</u>の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 略

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号口若しくは二、同項第2号口、第3号口、第4号口若しくは第15号口若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」と

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって 徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月31日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から翌年1月4日まで 第8期 1月4日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月31日まで 第10期 3月1日から同月31日まで

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保 険料額の算定)

第6条 略

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における<u>第4条</u>の規定の適用については、 同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」と あるのは、「第1号被保険者の資格を取得し た日」とする。

3 略

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号口若しくは二、同項第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口若しくは第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」と

いう。)に該当することとなった第1号被保 険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計 した額とする。

- (1) 略
- (2) 異動日を賦課期日とみなして<u>第5条</u>の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額
- 5 略

(保険料額の決定通知)

<u>第8条</u> 略

(保険料の減免等)

第9条 略

(督促)

第10条 略

(督促手数料)

第11条 略

(延滞金)

第12条 略

(<u>指定居宅サービス事業者</u>の指定申請手数料 等)

第13条 法第70条第1項の規定による指 定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受 いう。)に該当することとなった第1号被保 険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計 した額とする。

- (1) 略
- (2) 異動日を賦課期日とみなして<u>第4条</u>の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額
- 5 略

(保険料額の決定通知)

<u>第7条</u> 略

(保険料の減免等)

第8条 略

(督促)

第9条略

(督促手数料)

第10条 略

(延滞金)

第11条 略

(居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第12条 法第70条第1項の規定による居宅 サービス事業者の指定を受けようとする者、 法第70条の2第4項において準用する法第 70条第1項の規定による当該指定の更新を 受けようとする者、法第79条第1項の規定 による居宅介護支援事業者の指定を受けよう とする者、法第79条の2第4項において準 用する法第79条の2第4項において準 用する法第79条の2第4項において準 用する法第79条の2第4項において準 の更新を受けようとする者、法第115条 の2第1項の規定による介護予防サービス事 業者の指定を受けようとする者又は法第11 5条の11において準用する法第70条の2 けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(<u>指定地域密着型サービス事業者</u>の指定申請 手数料等)

第14条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等) 第15条 法第86条第1項の規定による指 定介護老人福祉施設の指定を受けようとす る者、法第86条の2第4項において準用す る法第86条第1項の規定による当該指定 の更新を受けようとする者、法第94条第1 項の規定により介護老人保健施設の開設の 許可を受けようとする者、法第94条の2第 4項において準用する法第94条の2第 4項において準用する法第94条第1項の 規定により当該許可の更新を受けようとす る者又は同条第2項の規定により介護老人 保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)第136条 第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うも 第4項において準用する法第70条第1項の 規定による当該指定の更新を受けようとする 者は、これらの指定又は更新の申請の際、別 表第1に定める手数料を納付しなければなら ない。

(<u>地域密着型サービス事業者</u>の指定申請手数料等)

第13条 法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第14条 法第86条第1項の規定による<u>介護</u> 老人福祉施設</u>の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けよう

のに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

とする者又は健康保険法等の一部を改正する 法律(平成18年法律第83号)附則第13 0条の2第1項の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法第26条の規定によ る改正前の法(以下「旧法」という。)第1 07条の2第4項において準用する旧法第1 07条第1項の規定による介護療養型医療施 設の指定の更新を受けようとする者は、これ らの指定若しくは許可又は更新の申請の際、 別表第3に定める手数料を納付しなければな らない。

(指定事業者の指定申請手数料等)

第16条 法第115条の45の5第1項の 規定による指定事業者の指定を受けようと する者又は法第115条の45の6第4項 において準用する法第115条の45の5 第1項の規定による指定事業者の指定の更 新を受けようとする者は、指定事業者の指定 又はその更新の申請の際、別表第4に定める 手数料を納付しなければならない。

(手数料の減免等)

第17条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第13条から前条までの手数料を減免することができる。

2 略

(罰則)

<u>第18条</u> 略

<u>第19条</u> 略

<u>第20条</u> 略

<u>第21条</u> 略

第22条 第18条から前条までの規定により り科する過料の額は、あらかじめ、その過料 を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が 定める。ただし、その者が正当な理由なくし

(手数料の減免等)

第15条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第12条から前条までの手数料を減免することができる。

2 略

(罰則)

第16条 略

<u>第17条</u> 略

<u>第18条</u> 略

第19条 略

第20条 第16条から前条までの規定により り科する過料の額は、あらかじめ、その過料 を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が 定める。ただし、その者が正当な理由なくし て弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 <u>第18条</u>から前条までの規定による過料 を徴収する場合において発する納入通知書 により指定する納付の期限は、その納入通知 書を発した日から起算して10日以上を経 過した日とする。

(介護給付費準備基金)

第23条 略

(委任)

第24条 略

付 則

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合

事業については、その円滑な実施を図るため

介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整

備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

て弁明をしない場合においては、この限りで ない。

2 <u>第16条</u>から前条までの規定による過料 を徴収する場合において発する納入通知書 により指定する納付の期限は、その納入通知 書を発した日から起算して10日以上を経 過した日とする。

(介護給付費準備基金)

第21条 略

(委任)

第22条 略

付 則

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合 事業については、その円滑な実施を図るため 法第8条の2第2項に規定する介護予防及び 日常生活の支援に係る体制の整備が必要であ ることから、法第115条の45第1項の規 定にかかわらず、平成27年4月1日から平 成29年3月31日までの間は、実施しない。 この場合において、第3条中「介護予防・日 常生活支援総合事業(法第115条の45第 1項に規定する介護予防・日常生活支援総合 事業をいう。以下同じ。) 及び同条第2項各 号」とあるのは、「地域における医療及び介 護の総合的な確保を推進するための関係法律 の整備等に関する法律(平成26年法律第8 3号) 附則第14条第1項の規定によりなお その効力を有することとされる同法第5条の 規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規 定に限る。)による改正前の法第115条の 45第1項第1号及び第2号並びに法第11 5条の45第2項各号」と読み替えるものと する。

4~14 略

(平成27年度から平成29年度までにおける 保険料率の特例)

15 <u>第5条第1号</u>に該当する第1号被保険者 の平成27年度<u>から平成29年度まで</u>におけ る保険料率は、同号の規定にかかわらず、3 1,979円とする。

(延滞金の割合の特例)

16 当分の間、第12条第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわ らず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をい う。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合 に満たない場合には、その年(以下「特例基 準割合適用年」という。)中においては、年 14.6パーセントの割合にあっては当該特 例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、 年7.3パーセントの割合にあっては当該特 例基準割合に年1パーセントの割合を加算し た割合(当該割合が年7.3パーセントの割合 を超える場合は、年7.3パーセントの割合) とする。

別表第1

種別	手数料
1 指定居宅サー	居宅サービスの種
<u>ビス事業者</u> の指定	類 1 件につき 2
申請手数料	0,000円
2 指定居宅サー	居宅サービスの種
<u>ビス事業者</u> の指定	類 1 件につき 1
更新申請手数料	0,000円
3 指定居宅介護	1件につき 20,
支援事業者の指定	000円

4~14 略

(平成27年度<u>及び平成28年度</u>における保険 料率の特例)

15 <u>第4条第1号</u>に該当する第1号被保険者 の平成27年度<u>及び平成28年度</u>における保 険料率は、同号の規定にかかわらず、31, 979円とする。

(延滞金の割合の特例)

16 当分の間、第11条第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわ らず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をい う。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合 に満たない場合には、その年(以下「特例基 準割合適用年」という。)中においては、年 14.6パーセントの割合にあっては当該特 例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、 年7.3パーセントの割合にあっては当該特 例基準割合に年1パーセントの割合を加算し た割合(当該割合が年7.3パーセントの割合 を超える場合は、年7.3パーセントの割合) とする。

別表第1

	種別	手数料
1	<u>居宅サービス</u>	居宅サービスの種
事	<u>業者</u> の指定申請	類 1 件につき 2
手数	数料	0,000円
2	<u>居宅サービス</u>	居宅サービスの種
事	<u>業者</u> の指定更新	類1件につき 1
申詞	請手数料	0,000円
3	居宅介護支援	1件につき 20,
事	<u>業者</u> の指定申請	000円

申請手数料	
4 指定居宅介護	1件につき 10,
<u>支援事業者</u> の指定	000円
更新申請手数料	
5 指定介護予防	介護予防サービス
サービス事業者の	の種類1件につき
指定申請手数料	14,000円
6 指定介護予防	介護予防サービス
<u>サービス事業者</u> の	の種類1件につき
指定更新申請手数	7,000円
料	

削る

別表第2

種別	手数料
1 指定地域密着	地域密着型サービ
型サービス事業者	スの種類1件につ
の指定申請手数料	き 20,000円
	(地域密着型介護
	老人福祉施設入所
	者生活介護にあっ
	ては、30,000
	円)
2 指定地域密着	地域密着型サービ
型サービス事業者	スの種類1件につ
の指定更新申請手	き 10,000円
数料	(地域密着型介護
	老人福祉施設入所
	者生活介護にあっ
	ては、15,000
	円)
3 指定地域密着	地域密着型介護予
型介護予防サービ	防サービスの種類
<u>ス事業者</u> の指定申	1件につき 14,
請手数料	000円
4 指定地域密着	地域密着型介護予

手数料	
4 居宅介護支援	1件につき 10,
<u>事業者</u> の指定更新	000円
申請手数料	
5 介護予防サー	介護予防サービス
<u>ビス事業者</u> の指定	の種類1件につき
申請手数料	14,000円
6 <u>介護予防サー</u>	介護予防サービス
<u>ビス事業者</u> の指定	の種類1件につき
更新申請手数料	7,000円

備考「居宅サービス」又は「介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する居宅サービス又は介護予防サービスをいう。

別表第2

種別	手数料
1 地域密着型サ	地域密着型サービ
<u>- ビス事業者</u> の指	スの種類1件につ
定申請手数料	き 20,000円
	(地域密着型介護
	老人福祉施設入所
	者生活介護にあっ
	ては、30,000
	円)
2 地域密着型サ	地域密着型サービ
<u>- ビス事業者</u> の指	スの種類1件につ
定更新申請手数料	き 10,000円
	(地域密着型介護
	老人福祉施設入所
	者生活介護にあっ
	ては、15,000
	円)
3 地域密着型介	地域密着型介護予
護予防サービス事	防サービスの種類
<u>業者</u> の指定申請手	1件につき 14,
数料	000円
4 地域密着型介	地域密着型介護予

型介護予防サービ	防サービスの種類
<u>ス事業者</u> の指定更	1件につき 7,0
	0 0 円

<u>削る</u>

別表第3

種別	手数料
1 指定介護老人	1件につき 30,
<u>福祉施設</u> の指定申	000円
請手数料	
2 指定介護老人	1件につき 15,
<u>福祉施設</u> の指定更	000円
新申請手数料	
3 介護老人保健	1件につき 63,
施設の開設許可申	000円
請手数料	
4 介護老人保健	1件につき 15,
施設の開設許可更	000円
新申請手数料	
5 介護老人保健	1件につき 33,
施設の変更許可申	000円
請手数料	
<u>削る</u>	<u>削る</u>

護予防サービス事	防サービスの種類
<u>業者</u> の指定更新申	1件につき 7,0
請手数料	0 0 円

備考 「地域密着型サービス」、「地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域 密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第 8条第14項若しくは第22項又は法第8条の 2第12項に規定する地域密着型サービス、地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は 地域密着型介護予防サービスをいう。

別表第3

種別	手数料				
1 介護老人福祉	1件につき 30,				
<u>施設</u> の指定申請手	000円				
数料					
2 介護老人福祉	1件につき 15,				
<u>施設</u> の指定更新申	000円				
請手数料					
3 介護老人保健	1件につき 63,				
施設の開設許可申	000円				
請手数料					
4 介護老人保健	1件につき 15,				
施設の開設許可更	000円				
新申請手数料					
5 介護老人保健	1件につき 33,				
施設の変更許可申	000円				
請手数料					
6 介護療養型医	1件につき 15,				
療施設の指定更新	000円				
申請手数料					

<u> 別表第4</u> <u>手数料</u> <u>種別</u> 1 指定事業者の指 第1号事業の種類 定申請手数料 1件につき 14, 000円 2 指定事業者の指 第1号事業の種類 定更新申請手数料 1件につき 7,0 00円

尼崎市介護保険条例(第2条関係)

改正後	現行(第1条改正後)					
(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)	(介護認定審査会の委員の定数)					
第3条 法第14条の規定により設置する尼	第3条 法第14条の規定により設置する尼					
崎市介護認定審査会 <u>(以下「認定審査会」と</u>	崎市介護認定審査会の委員の定数は、 <u>180</u>					
<u>いう。)</u> の委員の定数は、 <u>200人</u> 以内とす	<u>人</u> 以内とする。					
ర .						
2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。						

種	別	条例	番号	議案第34号	所 管	福祉医療課			
件	名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について							
				内	容				

1 改正理由

兵庫県の福祉医療費助成事業の見直しに伴い、老人医療費助成事業を廃止し、高齢 期移行助成事業を創設するため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 「老人」を「高齢期移行者」に改める。
- (2) 所得を有しない者以外の者については、要件に、「要介護2以上(要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第2号から第5号)の認定を受けていること」を加える。
- 3 施行期日 平成29年7月1日

改正後

(この条例の目的)

第1条 この条例は、<u>高齢期移行者</u>、乳児、幼児、児童、生徒、身体障害者等及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) <u>高齢期移行者</u> 6 5 歳に達する日の翌日 の属する月の初日から70歳に達する日の 属する月の末日までの間にある者をいう。

(2)~(13) 略

(受給資格)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。
 - (1) <u>高齢期移行者</u>であって、次に掲げる要件を備えるもの

ア・イ 略

ウ 所得を有しない者以外の者にあって は、要介護認定等に係る介護認定審査会 による審査及び判定の基準等に関する省 令(平成11年厚生省令第58号)第1 条第1項第2号から第5号までに掲げる 要介護状態区分(介護保険法(平成9年 法律第123号)第7条第1項に規定す る要介護状態区分をいう。)のいずれかに 該当する旨の要介護認定(同法第19条 第1項に規定する要介護認定をいう。)を 現 行

(この条例の目的)

第1条 この条例は、<u>老人</u>、乳児、幼児、児童、生徒、身体障害者等及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) <u>老人</u> 6 5 歳に達する日の翌日の属する 月の初日から70歳に達する日の属する月 の末日までの間にある者をいう。
 - (2)~(13) 略

(受給資格)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。
 - (1) <u>老人</u>であって、次に掲げる要件を備える もの

ア・イ 略

受けていること。

(2)~(5) 略

2 市長は、前項第1号に該当しない高齢期移 行者、同項第3号に該当しない幼児等、同項 第4号に該当しない身体障害者等又は同項第 5号に該当しない母子家庭の母等について、 失業等による収入の著しい減少その他の規則 で定める特別の理由があると認めるときは、 規則で定めるところにより、この条例による 医療費の助成を受けることができる者とする ことができる。

3 略

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>高</u> <u>齢期移行者</u>(身体障害者等である者及び母子 家庭の母等である者を除く。)のうち、高齢者 の医療の確保に関する法律の規定による被保 険者となる資格を有する者は、この条例によ る医療費の助成を受けることができない。

(助成額)

- 第4条 市長は、受給資格(前条第1項又は第 2項の規定により医療費の助成を受けること ができる資格をいう。以下同じ。)を有する 者が疾病(精神障害者にあっては、精神疾患 による疾病を除く。)又は負傷について療養 の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる 受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号 に定める額を助成する。
 - (1) <u>高齢期移行者</u> 被保険者等負担額から次 に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定め る額を控除した額

ア・イ 略

(2)~(6) 略

2~4 略

5 市長は、同一の月において、第1項の規定 により同項第1号の規定を適用して決定され た額を助成したならば<u>高齢期移行者</u>及びその 属する世帯に属する当該<u>高齢期移行者</u>以外の 高齢期移行者が負担することとなる額の合計 (2)~(5) 略

2 市長は、前項第1号に該当しない<u>老人</u>、同 項第3号に該当しない幼児等、同項第4号に 該当しない身体障害者等又は同項第5号に該 当しない母子家庭の母等について、失業等に よる収入の著しい減少その他の規則で定める 特別の理由があると認めるときは、規則で定 めるところにより、この条例による医療費の 助成を受けることができる者とすることがで きる。

3 略

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>老</u> 人(身体障害者等である者及び母子家庭の母 等である者を除く。)のうち、高齢者の医療の 確保に関する法律の規定による被保険者とな る資格を有する者は、この条例による医療費 の助成を受けることができない。

(助成額)

- 第4条 市長は、受給資格(前条第1項又は第2項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。)を有する者が疾病(精神障害者にあっては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。
 - (1) <u>老人</u> 被保険者等負担額から次に掲げる 区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控 除した額

ア・イ 略

(2)~(6) 略

2~4 略

5 市長は、同一の月において、第1項の規定 により同項第1号の規定を適用して決定され た額を助成したならば<u>老人</u>及びその属する世 帯に属する当該<u>老人</u>以外の<u>老人</u>が負担するこ ととなる額の合計額が35,400円(これ 額が35,400円(これらの<u>高齢期移行者</u>が所得を有しない者に該当する場合は、15,000円)を超えるときは、同項の規定による助成とは別に、その超える額の範囲内で別に定める額をこれらの<u>高齢期移行者</u>に助成することができる。

6 市長は、受給資格を有する<u>高齢期移行者</u>、 児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母 等について、失業等による収入の著しい減少 その他の規則で定める特別の理由があると認 めるときは、第1項の規定にかかわらず、被 保険者等負担額を助成することができる。 らの<u>老人</u>が所得を有しない者に該当する場合は、15,000円)を超えるときは、同項の規定による助成とは別に、その超える額の範囲内で別に定める額をこれらの<u>老人</u>に助成することができる。

6 市長は、受給資格を有する<u>老人</u>、児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。

:	種	別	条例	番	号	議案第35号	所	管	障害福祉政策担当
件名 尼崎市障害者介護給付費等審査会条例について									
						内	容		

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第426号)の施行に伴い、障害支援区分の審査等を行う市町村審査会の委員の任期を条例で定めるため、尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例の全部を改正する。

2 改正内容

- (1) 題名の改正 尼崎市障害者介護給付費等審査会条例に題名を改める。
- (2) 委員の任期(第3条) 3年と定める。
- (3) その他所要の規定整備
- 3 施行期日

平成29年4月1日

尼崎市障害者介護給付費等審査会条例

改正後 現行 尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査 尼崎市障害者介護給付費等審査会条例 会の委員の定数を定める条例 (この条例の趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 会生活を総合的に支援するための法律(平成 | 援するための法律(平成 17年法律第123号) 17年法律第123号)及び障害者の日常生 第15条の規定により設置される尼崎市障害者 活及び社会生活を総合的に支援するための法 介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定 数は、40人以内とする。 律施行令(平成18年政令第10号)に定め るもののほか、同法第15条の規定により設 置される尼崎市障害者介護給付費等審査会 (以下「審査会」という。)の組織及び運営 について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 審査会は、委員40人以内で組織する。 (任期) 第3条 委員の任期は、3年とする。 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、審査会 の組織及び運営について必要な事項は、規則 で定める。

	種	別	条例	番	号	議案第36号	所	管	国保年金管理担当
件 名 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について									
						内	容		

1 改正理由

国において、中間所得層の負担軽減を図るため、国民健康保険法施行令が改正され、基礎賦課限度額が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額が17万円から19万円に見直されている。本市の国民健康保険料においても同様の見直しを行うため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、規定の整備を行う。また、税制改正等に伴う所要の整備を行う。

2 改正内容

(1) 国民健康保険料賦課限度額の見直し

基礎賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を17万円から19万円に見直す。

【条例第15条の3、第15条の3の10及び第19条の2第1項、第3項及び 第4項】

(2) 税制改正に伴う改正

ア 所得割額の算定等に係る所得について、税制改正により創設された「特例適用 利子等」及び「特例適用配当等」を加える。

【条例第12条第1項及び19条の2第1項】

イ 税制改正に伴い、所得割額の算定等に係る所得のうち、「株式等に係る譲渡所得等」を一般株式等に係るものと上場株式等に係るものに区分する。

【条例第12条第1項及び19条の2第1項】

- (3) その他所要の整備を行う。
- 3 施行期日

平成29年4月1日。

ただし、2(2)については公布の日。

改正後

(被保険者としない者)

- 第1条の3 次に掲げる者は、本市が行う国民 健康保険の被保険者としない。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第37条に規定する乳児院に入院し、若しくは同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童で、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの

(2) 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の 算定)

第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法(昭和25年法律第226号)第3 14条の2第1項に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額(同法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等 の金額(同法附則第35条の2の6第11項 又は第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第33条の3 第5項に規定する土地等に係る事業所得等の 金額、同法附則第34条第4項に規定する長 期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和3 2年法律第26号)第33条の4第1項若し くは第2項、第34条第1項、第34条の2 第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項又は第36条の規定

現行

(被保険者としない者)

- 第1条の3 次に掲げる者は、本市が行う国民 健康保険の被保険者としない。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第37条に規定する乳児院に入院し、若しくは同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童で、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの

(2) 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の 算定)

第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法(昭和25年法律第226号)第3 14条の2第1項に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額(同法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得の 金額、同法附則第33条の3第5項に規定す る土地等に係る事業所得等の金額、同法附則 第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金 額(租税特別措置法(昭和32年法律第26 号)第33条の4第1項若しくは第2項、第 34条第1項、第34条の2第1項、第34 条の3第1項、第35条第1項、第35条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合 には、これらの規定の適用により同法第31 条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から

の適用がある場合には、これらの規定の適用 により同法第31条第1項に規定する長期譲 渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条第5項に規定す る短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第3 3条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項又は第36条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適用によ リ同法第32条第1項に規定する短期譲渡所 得の金額から控除する金額を控除した金額)、 地方税法附則第35条の2第5項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附 則第35条の3第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条 の2の6第15項又は第35条の3第13項 若しくは第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額(同法附則第35条の4の2第7項 の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、外国居住者等の所得に対する相互主 義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和37年法律第144号。以下「外国居 住者等所得相互免除法」という。)第8条第 2項(外国居住者等所得相互免除法第12条 第5項及び第16条第2項において準用する 場合を含む。第19条の2第1項第1号にお いて同じ。) に規定する特例適用利子等の額、 外国居住者等所得相互免除法第8条第4項 (外国居住者等所得相互免除法第12条第6 項及び第16条第3項において準用する場合 を含む。同号において同じ。) に規定する特 例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う 所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に 関する法律(昭和44年法律第46号。以下

控除する金額を控除した金額)、地方税法附 則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の 金額(租税特別措置法第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項、第34条の3第1項、第35条第 1項又は第36条の規定に該当する場合に は、これらの規定の適用により同法第32条 第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額)、地方税法附則 第35条の2第6項に規定する株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の 6第11項若しくは第15項又は第35条の 3第11項の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額)、同法附則第35条の4第 4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金 額(同法附則第35条の4の2第7項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金額)、 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律(昭和4 4年法律第46号。以下「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条第12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以 下この条において同じ。)の合計額から地方 税法第314条の2第2項の規定による控除 をした後の総所得金額及び山林所得金額並び に他の所得と区分して計算される所得の金額 の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」 という。)に、次条第1項第1号の所得割の 保険料率を乗じて算定する。

「租税条約等実施特例法」という。)第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等 の額及び同条第12項に規定する条約適用配 当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第314条の2第2項 の規定による控除をした後の総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合計額(以下「基礎控除 後の総所得金額等」という。)に、次条第1 項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定す る。

2 略

(基礎賦課限度額)

第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦 課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同 一の世帯に属する場合には、第11条の基礎 賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。 第18条及び第19条の2第1項において同 じ。)は、540,000円を超えることが できない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の3の10 第15条の3の3又は第|第15条の3の10 第15条の3の3又は第 15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等とが同一の 世帯に属する場合には、第15条の3の3の 後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の 6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。 第18条及び第19条の2第3項において読 み替えて準用する同条第1項において同じ。) は、190,00円を超えることができな L1.

(保険料の減額賦課等)

第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に | 第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課 額は、第11条又は第14条の基礎賦課額か ら、それぞれ当該各号に定める額を減額して 得た額(その額が540,000円を超える場 合は、<u>540,000円</u>)とする。

2 略

(基礎賦課限度額)

|第15条の3||第11条又は第14条の基礎賦 課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同 一の世帯に属する場合には、第11条の基礎 賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。 第18条及び第19条の2第1項において同 じ。)は、520,000円を超えることが できない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等とが同一の 世帯に属する場合には、第15条の3の3の 後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。 第18条及び第19条の2第3項において読 み替えて準用する同条第1項において同じ。) は、170,000円を超えることができな L1.

(保険料の減額賦課等)

対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課 額は、第11条又は第14条の基礎賦課額か ら、それぞれ当該各号に定める額を減額して 得た額(その額が520,000円を超える場 合は、<u>520,000円</u>)とする。

- (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦 課期日(当該賦課期日後に保険料の 納付義務が発生した場合には、その 発生した日とする。)現在においてそ の世帯に属する被保険者及び特定同 一世帯所属者につき算定した地方税 法第314条の2第1項に規定する 総所得金額(青色専従者給与額又は 事業専従者控除額については、同法 第313条第3項、第4項又は第5 項の規定を適用せず、所得税法(昭 和40年法律第33号)第57条第 1項、第3項又は第4項の規定の例 によらないものとし、山林所得金額 及び他の所得と区分して計算される 所得の金額(地方税法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係 る配当所得等の金額(同法附則第35条の <u>2の6第11項又は第15項の規定の適用</u> がある場合には、その適用後の金額) 同 法附則第33条の3第5項に規定す る土地等に係る事業所得等の金額、 同法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額、同法附則第3 5条第5項に規定する短期譲渡所得 の金額、同法附則第35条の2第5項に 規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額(同法附則第35条の3第15項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金 額)同法附則第35条の2の2第5項に規 定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第15項又は <u>第35条の3第13項若しくは第15項</u> の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額(同法附則第35条 の4の2第7項の規定の適用がある
- (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦 課期日(当該賦課期日後に保険料の 納付義務が発生した場合には、その 発生した日とする。)現在においてそ の世帯に属する被保険者及び特定同 一世帯所属者につき算定した地方税 法第314条の2第1項に規定する 総所得金額(青色専従者給与額又は 事業専従者控除額については、同法 第313条第3項、第4項又は第5 項の規定を適用せず、また所得税法 (昭和40年法律第33号)第57 条第1項、第3項又は第4項の規定 の例によらないものとし、山林所得 金額及び他の所得と区分して計算さ れる所得の金額(地方税法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式 等に係る配当所得の金額、同法 附則第3 3条の3第5項に規定する土地等に 係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所 得の金額、同法附則第35条第5項 に規定する短期譲渡所得の金額、同 法 附則第35条の2第6項に規定する株 式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35条の2の6第11項若しくは第15項 又は第35条の3第11項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金 額、同法附則第35条の4第4項に 規定する先物取引に係る雑所得等の 金額(同法附則第35条の4の2第 7項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額、租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等の額及び同条 第12項に規定する条約適用配当等 の額をいう。以下この項において同 じ。) の算定についても同様とする。

場合には、その適用後の金額)、外国 居住者等所得相互免除法第8条第2項に規 定する特例適用利子等の額、同条第4項に 規定する特例適用配当等の額、 租税条約 等実施特例法第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額及 び同条第12項に規定する条約適用 配当等の額をいう。以下この項にお いて同じ。)の算定についても同様と する。以下同じ。)及び山林所得金額 並びに他の所得と区分して計算され る所得の金額の合算額が地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額を 超えない世帯に係る保険料の納付義 務者 当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額に10分の7を乗じ て得た額に当該世帯に属する被保険 者のうち当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額の算定の対象とさ れるものの数を乗じて得た額と当該 年度分の基礎賦課額の世帯別平等割 額に10分の7を乗じて得た額とを 合算した額

(2) • (3) 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「540,000円」とあるのは「190,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「54

(2)・(3) 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「<u>520,00</u>0円」とあるのは「<u>170,000円</u>」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「52

<u>0,000円</u>」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

<u>0,000円</u>」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

<平成29年2月定例会>

種	別	条例	番号	号	議案第37号	所	管	農政課			
件	名	i 尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例について									
					内	容					

1 制定理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が制定され、農業委員会等に関する法律が改正された。

この改正により、農業委員会委員の選出方法が、選挙制と市長の選任制の併用から、市議会の同意を要件とする市長の任命制へと変更されるとともに、委員の定数については条例で定めるとされたため、条例を制定する。

2 制定内容

尼崎市農業委員会の委員の定数を14人とする。 併せて、「尼崎市農業委員会の選挙による委員の定数条例」は廃止する。

3 施行期日 公布の日

<平成29年2月定例会>

種	別	条例	番	号	議案第38号	所	管	建築指導課、住宅・住まい づくり支援課			
件	名	名 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について									
					内	容					

1 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関 係省令の整備等に関する省令(平成28年国土交通省令第80号)の制定等に伴い、 規定の整備を行う。

2 主な改正内容

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る改正内容
 - ア 2,000平方メートル以上の非住宅建築物の新築時等に建築物エネルギー消費性能適合性判定が義務化されるため、次の申請に係る手数料を評価手法及び区分ごとの床面積に応じて定める。
 - (ア) 省エネ判定の申請 264,000~1,187,000円/件
 - (イ) 計画変更の申請 93,000~1,187,000円/件
 - (ウ) 軽微変更該当証明書の交付申請 93,000~1,187,000円/件
 - (I) 完了検査の申請 85,000 ~296,000円/件
 - イ 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定において、軽微変更該当証明書の制度が創設されたことから、次の申請に係る手数料を用途、評価手法及び区分ごとの床面積の合計に応じて定める。
 - ・ 軽微変更該当証明書の交付申請 12,000~1,923,000円/件
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る改正内容

低炭素建築物新築等計画の認定において、軽微変更該当証明書の制度が創設されるとともに、国が省エネ判定等にあわせて用途、評価手法及び区分ごとの床面積等を見直したことから、次の申請に係る手数料を用途、評価手法及び区分ごとの床面積の合計に応じて定める。

- ア 新築等計画の認定の申請 7,000~1,958,000円/件
- イ 計画変更の申請 7,000~1,958,000円/件
- ウ 軽微変更該当証明書の交付申請 12,000~1,958,000円/件
- (3) 国、地方公共団体等から徴収する手数料に係る改正内容 省エネ判定等について、国、地方公共団体等から手数料を徴収するようになるこ と等に伴い、これらに適合したものに代わる書面となる建築物のエネルギー消費性 能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定等についても手数料を徴収する
- 3 施行期日 平成29年4月1日

よう改正する。

改正後

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

- 第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 建築基準法第7条第4項又は第18条 第17項の規定に基づく建築物に関する完 了の検査(第7号<u>又は第7号の2のいずれ</u> かに該当するものを除く。) 次に掲げる床 面積の合計の区分に応じ、それぞれアから ケまでに定める額

ア~ケ 略

- (5)~(6) 略
- (7) 建築基準法第7条第4項又は第18条 第17項の規定に基づく特定工程に係る建 築物に関する完了の検査(次号に該当する ものを除く。) 次に掲げる床面積の合計の 区分に応じ、それぞれアからケまでに定め る額

ア~ケ 略

- (7)の2 建築基準法第7条第4項又は第1 8条第17項の規定に基づく建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号、第71号の2及び第71号の3において「省エネ判定」という。)を受けた部分を含むものに限る。)に関する完了の検査第4号又は前号に定める額に、省エネ判定を受けた建築物の部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからオまでに定める額を加算して得た額
 - ア 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 85,000円

現 行

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

- 第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 建築基準法第7条第4項又は第18条 第17項の規定に基づく建築物に関する完 了の検査(第7号に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれアからケまでに定める額

ア~ケ 略

- (5)~(6) 略
- (7) 建築基準法第7条第4項又は第18条 第17項の規定に基づく特定工程に係る建 築物に関する完了の検査 次に掲げる床面 積の合計の区分に応じ、それぞれアからケ までに定める額

ア~ケ 略

- イ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 134,000円
- <u>ウ 10,000平方メートル以上25,</u> <u>000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>169,000円</u>
- エ 25,000平方メートル以上50,

 000平方メートル未満のもの 1件

 211,000円
- オ 50,000平方メートル以上のもの

 1件 296,000円
- (8)~(39)の2 略
- (39)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査1 件第1号に定める額に相当する額(当該申出のあった特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)
- (39)の4~(58) 略
- (59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(ア、次号ア、第59号の3、第60号、第62号ア及び第63号において「計画」という。)の認定の申請(アからウまで及び次号から第59号の4までにおいて「認定申請」という。)に対する審査(一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国

- (8)~(39)の2 略
- (39)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査1件第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う申請に係る特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)
- (39)の4~(58) 略
- (59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(ア、次号から第60号まで、第62号ア及び第63号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。)又は共同住宅等(同

土交通省令第3号)第4条第1号に規定す る一戸建ての住宅をいう。) 又は共同住宅 等(同条第2号に規定する共同住宅等をい う。次号において同じ。)でその住宅(長 期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅 をいう。以下この号、第59号の2アから ウまで、第59号の3、第59号の4ア及 びイ並びに第60号において同じ。)の戸 数が1であるもの(次号において「単一共 同住宅等」という。)(第59号の3、第 6 1 号、第 6 1 号の 5 及び第 6 2 号アにお いて「一戸建ての住宅等」という。)の新 築に係るものに限る。) 次に掲げる区分 に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に 関する法律(平成11年法律第81号。 以下「住宅品質確保法」という。)第5 条第1項に規定する登録住宅性能評価機 関(以下「登録住宅性能評価機関」とい う。)が、計画が長期優良住宅法第6条 第1項第1号に掲げる基準に適合するこ とを確認した旨を証する書面(ウ、次号 ア及びウ、第59号の3ア及びイ、第5 9号の4ア及びイ並びに第61号におい て「適合証」という。)の写しが添付さ れている場合 当該認定申請のあった住 宅の存する建築物について、次に掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア) から(ケ)までに定める額 (ア)~(ケ) 略

イ 申請書に設計住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。)の写上が添付されている場合(アに該当する場合を除く。) 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。)でその住宅(長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号、第59号の2アからウまで、第59号の3、第59号の4ア及びイ並びに第60号において同じ。)の戸数が1であるもの(次号において「単一共同住宅等」という。)(第59号の3、第61号、第61号の5及び第62号アにおいて「一戸建ての住宅等」という。)の新築に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関」という。)が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するよりに指げる基準に適合する。シを確認した旨を証する書面(ウ、第59号の4ア及びイ並びに第61号において「適合証」という。)が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア)~(ケ) 略

イ 申請書に設計住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。)が添付されている場合(アに該当する場合を除く。) <u>当該申請</u>のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア)~(イ) 略

ウ 申請書に適合証<u>の写し</u>及び設計住宅性 能評価書<u>の写し</u>が添付されていない場合 <u>当該認定申請</u>のあった住宅の存する建 築物について、次に掲げる床面積の合計 の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)まで に定める額

(ア)~(ケ) 略

- (59)の2 <u>認定申請</u>に対する審査(複数住戸 共同住宅等(単一共同住宅等以外の共同住 宅等をいう。第59号の4、第60号、第 61号の2から第61号の4まで、第61 号の6、第61号の7、第62号イ及び第 63号において同じ。)の新築に係るもの に限る。) 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれアからウまでに定める額
 - ア 申請書に適合証の写しが添付されてい る場合 当該認定申請のあった住宅の存 する建築物(既に認定を受けている計画 に係る住宅以外の住宅で当該計画に係る 建築物内のものについての認定申請(以 下ア及び第59号の4アにおいて「後続 申請」という。)に係るものにあっては、 当該後続申請のあった住宅。以下この号 並びに第59号の4ア及びイにおいて同 じ。)について、前号ア(ア)から(ケ)まで に掲げる床面積の合計(同時に複数の後 続申請があった場合は、これらの後続申 請のあった住宅の床面積の合計。以下こ の号並びに第59号の4ア及びイにおい て同じ。)の区分に応じ、それぞれ前号 ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複 数の認定の申請又は後続申請があった場 合は、当該額をその認定の申請又は後続 申請に係る住宅の戸数の合計(第59号 の4ア及び第62号イ(ア)において「認定 申請戸数」という。)で除して得た額(そ の額が10,000円未満である場合に

(ア)~(イ) 略

ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価 書が添付されていない場合 <u>当該申請</u>の あった住宅の存する建築物について、次 に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア)~(ケ) 略

- (59)の2 計画の認定の申請に対する審査 (複数住戸共同住宅等(単一共同住宅等以 外の共同住宅等をいう。第59号の4、第60号、第61号の2から第61号の4まで、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)の新築に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物 (既に認定を受けている計画に係る住宅 以外の住宅で当該計画に係る建築物内の ものについての認定の申請(以下ア及び 第59号の4アにおいて「後続申請」と いう。)に係るものにあっては、当該後 続申請のあった住宅。以下この号並びに 第59号の4ア及びイにおいて同じ。) について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げ る床面積の合計(同時に複数の後続申請 があった場合は、これらの後続申請のあ った住宅の床面積の合計。以下この号並 びに第59号の4ア及びイにおいて同 じ。)の区分に応じ、それぞれ前号ア(ア) から(ケ)までに定める額(同時に複数の認 定の申請又は後続申請があった場合は、 当該額をその認定の申請又は後続申請に 係る住宅の戸数の合計(第59号の4ア 及び第62号イ(ア)において「認定申請戸 数」という。)で除して得た額(その額 が10,000円未満である場合におい

おいてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,00円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)。以下この号において同じ。)

- イ 申請書に設計住宅性能評価書<u>の写し</u>が 添付されている場合(アに該当する場合 を除く。) <u>当該認定申請</u>のあった住宅 の存する建築物について、次に掲げる床 面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア) から(ク)までに定める額
 - (ア)~(ク) 略
- ウ 申請書に適合証<u>の写し</u>及び設計住宅性 能評価書<u>の写し</u>が添付されていない場合 <u>当該認定申請</u>のあった住宅の存する建 築物について、前号ウ(ア)から(ケ)までに 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ同号ウ(ア)から(ケ)までに定める額
- (59)の3 <u>認定申請</u>に対する審査(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている計画で住宅の新築に係るもの(次号から第61号の7までにおいて「新築計画」という。)に係るものを除く。)の増築又は改築(次号において「増築等」という。)に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 申請書に適合証<u>の写し</u>が添付されている場合 <u>当該認定申請</u>のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

てその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)。以下この号において同じ。)

- イ 申請書に設計住宅性能評価書が添付されている場合(アに該当する場合を除く。) <u>当該申請</u>のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額
 - (ア)~(ク) 略
- ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価 書が添付されていない場合 <u>当該申請</u>の あった住宅の存する建築物について、前 号ウ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から (ケ)までに定める額
- (59)の3 計画の認定の申請に対する審査 (一戸建ての住宅等(既に認定を受けている計画で住宅の新築に係るもの(次号から第61号の7までにおいて「新築計画」という。)に係るものを除く。)の増築又は改築(次号において「増築等」という。)に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 申請書に適合証が添付されている場合 <u>当該申請</u>のあった住宅の存する建築物 について、次に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定 める額

(ア)~(ケ) 略

イ 申請書に適合証<u>の写し</u>が添付されてい ない場合 <u>当該認定申請</u>のあった住宅の 存する建築物について、次に掲げる床面 積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から (ケ)までに定める額

(ア)~(ケ) 略

- (59)の4 <u>認定申請</u>に対する審査(複数住戸 共同住宅等(既に認定を受けている新築計 画に係るものを除く。)の増築等に係るも のに限る。) 次に掲げる区分に応じ、そ れぞれア又はイに定める額
 - ア 申請書に適合証<u>の写し</u>が添付されている場合 <u>当該認定申請</u>のあった住宅の存する建築物について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の<u>認定申請</u>又は後続申請があった場合は、当該額をその認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)
 - イ 申請書に適合証<u>の写し</u>が添付されてい ない場合 <u>当該認定申請</u>のあった住宅の 存する建築物について、前号イ(ア)から (ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに 定める額

(60) 略

(61) 変更認定申請(申請書にその計画変更に係る適合証の写しが添付されているものを除く。次号、第61号の5及び第61号の6において「特定変更認定申請」という。)に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準(次号、第61号の5及び第61号の6において「1号基準」という。)に適合している旨の認定を要するもの(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている新築計画に係

(ア)~(ケ) 略

イ 申請書に適合証が添付されていない場合 <u>当該申請</u>のあった住宅の存する建築物に ついて、次に掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア)~(ケ) 略

- (59)の4 計画の認定の申請に対する審査 (複数住戸共同住宅等(既に認定を受けて いる新築計画に係るものを除く。)の増築 等に係るものに限る。) 次に掲げる区分 に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 申請書に適合証が添付されている場合 <u>当該申請</u>のあった住宅の存する建築物 について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げ る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ 同号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時 に複数の<u>認定の申請</u>又は後続申請があっ た場合は、当該額をその認定申請戸数で 除して得た額。イにおいて同じ。)
 - イ 申請書に適合証が添付されていない場合 <u>当該申請</u>のあった住宅の存する建築物について、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額

(60) 略

(61) 変更認定申請(申請書にその計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。次号、第61号の5及び第61号の6において「特定変更認定申請」という。)に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準(次号、第61号の5及び第61号の6において「1号基準」という。)に適合している旨の認定を要するもの(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている新築計画に係

るものに限る。)に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額

ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅 性能評価書<u>の写し</u>が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分 について、次に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める 額

(ア)~(イ) 略

イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅 性能評価書<u>の写し</u>が添付されていない場 合 当該対象建築物の計画変更に係る部 分について、次に掲げる床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに 定める額

(ア)~(ケ) 略

- (61)の2 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。)に係るものに限る。)対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額
 - ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書<u>の写し</u>が添付されている場合当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同

るものに限る。)に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額

ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア)~(イ) 略

イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅 性能評価書が添付されていない場合 当 該対象建築物の計画変更に係る部分につ いて、次に掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める 額

(ア)~(ケ) 略

- (61)の2 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。)に係るものに限る。)が 象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに 定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額
 - ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)

じ。)

(ア)~(ク) 略

- イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書<u>の写し</u>が添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額
- (61)の3~(61)の7 略
- (62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出のあった計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。)を加算して得た額

イ略

- (63)~(66) 略
- (67) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下「低炭素 化促進法」という。)第53条第1項の規 定に基づく低炭素建築物新築等計画(アからウまで、次号ア及びイ、第68号アから 工まで、第69号並びに第71号において 「新築等計画」という。)の認定の申請(アからウまで、次号及び第68号において「認

(ア)~(ク) 略

- イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅 性能評価書が添付されていない場合 当 該対象建築物の計画変更に係る部分につ いて、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床 面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号 イ(ア)から(ケ)までに定める額
- (61)の3~(61)の7 略
- (62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。)を加算して得た額

イ略

- (63)~(66) 略
- (67) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下「低炭素 化促進法」という。)第53条第1項の規 定に基づく低炭素建築物新築等計画(<u>以下</u> <u>この号から第69号まで及び</u>第71号にお いて「新築等計画」という。)の認定の申 請(申請書に<u>登録住宅性能評価機関(イ</u> からエまでのいずれかに該当する場合にあ

定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。<u>アからウまでにおいて同じ。</u>)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから<u>ウまでに</u>定める額(<u>イ及びウ</u>に該当するときは、<u>イ及びウ</u>に定める額の合計額)

ア 当該認定申請のあった新築等計画が一 戸建ての住宅(住宅の用途に供する部分 (イ及びウにおいて「住宅部分」という。) 以外の部分が含まれないものに限る。以 下ア、イ及びウ、次号ア、第68号ア、 第69号ア、第69号の2ア並びに第7 0号アにおいて同じ。)に係るものである 場合 当該一戸建ての住宅の全体につい て、次に掲げる床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの1件 7,000円(イ) 200平方メートル以上のもの1件 7,500円

っては、建築基準法第77条の21第1項 に規定する指定確認検査機関(以下「指定 確認検査機関」という。)であるものに限 る。) 又はエネルギーの使用の合理化等に 関する法律(昭和54年法律第49号)第 76条第1項に規定する登録建築物調査機 関(業として建築物を設計し、若しくは販 売し、若しくは建築物の販売を代理し、若 しくは媒介し、又は建築物を新築する建設 工事を請け負う者に支配されていない者に 限る。以下「登録建築物調査機関」という。) が、新築等計画が低炭素化促進法第54条 第1項第1号に掲げる基準(以下「低炭素 建築物基準」という。)に適合することを 確認した旨を証する書面その他規則で定め る書面が添付されているものに限る。)に 対する審査 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれアから工までに定める額(アから工ま でのうち2以上に該当するときは、その該 当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建 ての住宅に係るものである場合又は当該 新築等計画の対象に一戸建ての住宅以外 の建築物の住戸の部分(以下ア、エ、次 号ア、第69号ア及び第70号アにおい て「住戸部分」という。)が含まれる場 合 当該一戸建ての住宅又は住戸部分 (次号ア、第69号ア及び第70号アに おいて「住戸部分等」という。)の全体 について、次に掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定 める額

(7) 150平方メートル以内のもの
 1件 7,300円
 (1) 150平方メートルを超え400
 平方メートル以内のもの 1件 1
 3,000円
 (ウ) 400平方メートルを超え800

<u>3,000円</u> I) 800平方メートルを超え2,10

平方メートル以内のもの 1件 2

- (I)800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの 1件 50,000円
- (オ)2 , 1 0 0 平方メートルを超え4 ,1 0 0 平方メートル以内のもの 1件7 0 , 0 0 0 円
- (カ) 4,100平方メートルを超え8, 300平方メートル以内のもの 1件 109,000円
- (†)8 , 3 0 0 平方メートルを超え 16 , 5 0 0 平方メートル以内のもの1 件 1 7 4 , 0 0 0 円
- (ク)16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの1件211,000円
- (ケ)24,750平方メートルを超えるもの1件252,000円
- イ 当該申請のあった新築等計画の対象に 共用部分(一戸建ての住宅以外の住宅に おける廊下、階段その他共用に供される 部分をいう。以下イ、エ、次号イ、第6 9号イ及び第70号イにおいて同じ。) が含まれる場合 当該共用部分の全体に ついて、次に掲げる床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定め る額
 - (ア) 300平方メートル以内のもの1件 13,000円
 - (イ)300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件 37,000円
 - (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件109,000円
 - <u>(I) 5,000平方メートルを超え1</u>

- イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分(一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下イ、次号イ、第68号イ、第69号イ、第69号の2イ、第70号イ、第70号の2ア及び第70号の3アにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの1件 12,000円
 - (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 28,000円
 - (ウ)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの1件67,000円
 - (I) 5,000平方メートル以上10,

- <u>000平方メートル未満のもの 1件</u> 104,000円
- (オ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件168,000円
- (カ)25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの1件238,000円
- (‡)5 0 ,0 0 0 平方メートル以上のもの 1件 3 7 3 ,0 0 0 円
- ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分(一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下ウ、第68号ウ及び工、第69号ウ、第70号ウ及び工、第70号の2イ並びに第70号の3イ及びウにおいて同じ。)が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの1件 12,000円
 - (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円
 - (ウ)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの1件104,000円
 - (I)
 5 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 ,

 0 0 0 平方メートル未満のもの 1件

 1 5 4 , 0 0 0 円
 - (オ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件201,000円
 - (カ) 25,000平方メートル以上5

- 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの1件 162,000円
- (オ)10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの1件211,000円
- (h) 25,000平方メートルを超える もの 1件 285,000円
- ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に 工場等部分(工場、畜舎、自動車車庫、 自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、 火葬場その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するものとして市長が別に定めるものの用途に供される部分をいう。以下この号、次号ウ、第69号ウ及び第70号ウにおいて同じ。)が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額

 0,000平方メートル未満のもの

 1件 243,000円

 (‡) 50,000平方メートル以上のも

 の 1件 357,000円

 削る

- (67)の2 認定申請(申請書に設計住宅性能評価書(規則で定めるものに限る。第69号の2において「対象設計住宅性能評価書」という。)の写しが添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 当該認定申請のあった新築等計画が一 戸建ての住宅に係るものである場合 当 該一戸建ての住宅の全体について、次に 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア)200平方メートル未満のもの1件9,100円
 - (イ)200平方メートル以上のもの 1件 9,600円
 - イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの1件 15,000円
 - (1) 300平方メートル以上2,000

 平方メートル未満のもの 1件 3

 0,000円

工 当該申請のあった新築等計画の対象に 非住宅部分(住戸部分、共用部分及び工 場等部分以外の部分をいう。以下この号、 次号工、第69号工及び第70号工にお いて同じ。)が含まれる場合 当該非住 宅部分の全体について、イ(ア)から(か)ま でに掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれイ(ア)から(か)までに定める額

- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件69,000円
- (I)
 5 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 ,

 0 0 0 平方メートル未満のもの 1件

 1 0 6 , 0 0 0 円
- (オ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件170,000円
- (カ)25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの1件240,000円
- (†)50,000平方メートル以上のもの 1件 375,000円
- (68) <u>認定申請</u>に対する審査<u>(前2号のいずれかに該当するものを除く。)</u> 次に掲げる 区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(<u>イ及びウ又はイ及び工</u>に該当するときは、<u>それぞれイ及びウ又はイ及び工</u>に定める額の合計額)
 - ア 当該認定申請のあった新築等計画が一 戸建ての住宅に係るものである場合 当 該一戸建ての住宅の全体について、次に 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア)200平方メートル未満のもの1件40,000円(イ)200平方メートル以上のもの1件45,000円

- (68) 新築等計画の認定の申請(前号に該当するものを除く。) に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(アから工までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)
 - ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建 ての住宅に係るものである場合又は当該 新築等計画の対象に住戸部分が含まれる 場合 当該住戸部分等の全体について、 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額
 - (ア) 150平方メートル以内のもの1件 40,000円
 - (1)150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 1件 80,000円
 - (ウ) 400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 1件 113,000円
 - (I)800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの 1件 172,000円
 - (オ) 2 , 1 0 0 平方メートルを超え 4

- イ 当該認定申請のあった新築等計画の対 象に共同住宅等部分が含まれる場合 当 該共同住宅等部分の全体について、次に 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 77,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 1件 13 0,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,0 <u>00平方メートル未満の</u>もの 1件 228,000円 (I) 5,000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 1件 318,000円 (オ) 10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 1件 617,000円 (カ) 25,000平方メートル以上5 0,000平方メートル未満のもの 1件 1,065,000円 (‡) 50,000平方メートル以上のも の 1件 1,958,000円 ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対
- 100平方メートル以内のもの 1件 239,000円 (カ) 4,100平方メートルを超え8, 300平方メートル以内のもの 1件 334,000円 (‡) 8,300平方メートルを超え1 6,500平方メートル以内のもの 1件 457,000円 (ク) 16,500平方メートルを超え2 4 , 7 5 0 平方メートル以内のもの 1件 590,000円 (ケ) 24,750平方メートルを超える もの 1件 716,000円 イ 当該申請のあった新築等計画の対象に 共用部分が含まれる場合 当該共用部分 <u>の全体について、次に掲げる床面積の合</u> 計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)ま でに定める額 (ア) 300平方メートル以内のもの 1件 124,000円 (イ) 300平方メートルを超え2,00 0平方メートル以内のもの 1件 2
 - 08,000円
 - (ウ) 2,000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 1件 333,000円
 - (I) 5,00<u>0平方メートルを超え1</u> 0,000平方メートル以内のもの 1件 422,000円
 - (オ) 10,000平方メートルを超え2 5,000平方メートル以内のもの 1件 513,000円
 - <u>(カ) 25,000平方メートルを超える</u> もの 1件 621,000円
- ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に

象に非住宅部分が含まれる場合(当該認定申請が、当該非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(第70号ウ及び第70号の3イにおいて「低炭素建築物基準」という。)に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。)当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの1件 96,000円
- (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 163,000円
- (ウ)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの1件271,000円
- (I) 5,000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 1件 347,000円
- (オ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件424,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの1件 492,000円
- (‡)50,000平方メートル以上のもの 1件 656,000円
- 工 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
 - (ア)
 300平方メートル未満のもの

 1件
 244,000円

工場等部分が含まれる場合 当該工場等 部分の全体について、イ(ア)から(カ)まで に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれイ(ア)から(カ)までに定める額

- 工 当該申請のあった新築等計画の対象に 非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅 部分の全体について、次に掲げる床面積 の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から (カ)までに定める額
 - (ア)
 300平方メートル以内のもの

 1件
 272,000円

- (イ)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 397,000円
- (ウ)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの1件575,000円
- (I)
 5 ,000平方メートル以上10 ,

 000平方メートル未満のもの 1件

 703,000円
- (オ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件839,000円
- (カ)25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの1件953,000円
- (‡)5 0 ,0 0 0 平方メートル以上のもの 1件1 , 2 0 9 , 0 0 0 円
- (69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更(アからウまで、次号ア及びイ、第70号アから工まで、第70号の3アからウまで並びに第71号において「計画変更」という。)の認定の申請(アからウまで、次号及び第70号において「変更認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)
 - ア 当該変更認定申請のあった計画変更が 一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部 分の全体について、第67号ア(ア)又は (イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

- (1)300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件 436,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件631,000円
- (I)5 , 0 0 0 平方メートルを超え 10 , 0 0 0 平方メートル以内のもの1件769,000円
- (オ)10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの1件 915,000円
- (カ)25,000平方メートルを超えるもの 1件 1,069,000円
- (69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更(以下この号から第71号までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イから工までのいずれかに該当する場合にあっては、指定確認検査機関であるものに限る。)又は登録建築物調査機関が、変更後の新築等計画が低炭素建築物基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(アから工までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)
 - ア 当該申請のあった計画変更が一戸建て の住宅に係るものである場合又は当該計 画変更の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の計画変更に係る部分 の全体について、第67号ア(ア)から(ケ) までに掲げる床面積の合計の区分に応

- イ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部 分の全体について、第67号イ(ア)から (キ)までに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに 定める額
- ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に非住宅部分が含まれる場合 当該 非住宅部分の計画変更に係る部分の全体 について、第67号ウ(ア)から(キ)までに 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額 削る

- (69)の2 変更認定申請(申請書に対象設計住 宅性能評価書の写しが添付されているもの に限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する 審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア 又はイに定める額
 - ア 当該変更認定申請のあった計画変更が 一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部 分の全体について、第67号の2ア(ア) 又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定め る額
 - イ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部 分の全体について、第67号の2イ(ア) から(キ)までに掲げる床面積の合計の区

- <u>じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定</u> める額
- イ 当該申請のあった計画変更の対象に共 用部分が含まれる場合 当該共用部分の 計画変更に係る部分の全体について、第 67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積 の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア) から(カ)までに定める額
- ウ 当該申請のあった計画変更の対象に工 場等部分が含まれる場合 当該工場等部 分の計画変更に係る部分の全体につい て、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同 号イ(ア)から(カ)までに定める額
- 工 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

<u>分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)ま</u> でに定める額

- (70) <u>変更認定申請</u>に対する審査<u>(前2号のいずれかに該当するものを除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(<u>イ及びウ又はイ及び工</u>に該当するときは、<u>それぞれイ及びウ又はイ及び工</u>に定める額の合計額)
 - ア 当該変更認定申請のあった計画変更が 一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部 分の全体について、第68号ア(ア)又は (イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
 - イ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部 分の全体について、第68号イ(ア)から (キ)までに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに 定める額
 - ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に非住宅部分が含まれる場合(当該変更認定申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。)当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額
 - 工 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに 該当する場合を除く。) 当該非住宅部分

- (70) 計画変更の認定の申請(前号に該当するものを除く。) に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(アから工までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)
 - ア 当該申請のあった計画変更が一戸建て の住宅に係るものである場合又は当該計 画変更の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の計画変更に係る部分 の全体について、第68号ア(ア)から(ケ) までに掲げる床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定 める額
 - イ 当該申請のあった計画変更の対象に共 用部分が含まれる場合 当該共用部分の 計画変更に係る部分の全体について、第 68号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積 の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア) から(カ)までに定める額
 - ウ 当該申請のあった計画変更の対象に工場等部分が含まれる場合 当該工場等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

工 当該申請のあった計画変更の対象に非 住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部 分の計画変更に係る部分の全体につい の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

- (70)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく計画変更が同令第44条第2号に該当していることを証する書面(ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて「軽微変更該当証明書」という。)の交付の請求(ア及びイ並びに次号において「交付請求」という。)(請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額)
 - ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証 明書に係る計画変更の対象に共同住宅等 部分が含まれる場合 当該共同住宅等部 分の計画変更に係る部分の全体につい て、第67号イ(ア)から(キ)までに掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同 号イ(ア)から(キ)までに定める額
 - イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証 明書に係る計画変更の対象に非住宅部分 が含まれる場合 当該非住宅部分の計画 変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額
- (70)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(ア及びイ又はア及びウに該当するときは、それぞれア及びイ又はア及びウに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証

て、第68号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(カ)までに定める額

明書に係る計画変更の対象に共同住宅等 部分が含まれる場合 当該共同住宅等部 分の計画変更に係る部分の全体につい て、第68号イ(ア)から(キ)までに掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同 号イ(ア)から(キ)までに定める額

- イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該軽微変更該当証明書が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合していることを証する書面である場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額
- ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証 明書に係る計画変更の対象に非住宅部分 が含まれる場合(イに該当する場合を除 く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る 部分の全体について、第68号エ(ア)から (キ)までに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに 定める額
- (71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第67号から<u>第70号までに</u>定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出<u>のあった</u>新築等計画又は計画変更に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、当該第1

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第67号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第67号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第

号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額

(71)の2 建築物省エネ法第12条第1項又 は第13条第2項の規定に基づく建築物省 エネ法第12条第1項に規定する建築物工 ネルギー消費性能確保計画(ア及びイ、次 号並びに第71号の4ア及びイにおいて 「確保計画」という。)に係る省エネ判定の 申請に対する審査 次に掲げる区分に応 じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該 省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅 部分(建築物省エネ法第11条第1項に 規定する非住宅部分をいう。以下この号、 次号ア及びイ、第71号の4ア及びイ、 第72号ア及びウ、第73号ウ及び工、 第74号ウ、第75号ウ及び工、第75 号の2イ、第75号の3イ及びウ、第7 7号ウ並びに第78号オ及びカにおいて 同じ。)の全体について建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令(平成28 年経済産業省令・国土交通省令第1号。 第73号ウ及び第78号アにおいて「基 準省令」という。)第1条第1項第1号口 に掲げる基準(次号ア、第71号の4ア 及び第78号オにおいて「モデル建物法 基準」という。)に適合するかどうかを判 定するものである場合 当該非住宅部分 の全体について、次に掲げる床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)ま でに定める額

- (ア)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの1件264,000円
- (1) 5 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 ,

 0 0 0 平方メートル未満のもの 1件

 3 3 9 , 0 0 0 円

3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額

- (ウ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件415,000円
- (I)
 25,000平方メートル以上5

 0,000平方メートル未満のもの

 1/世
 482,000円
 - 1件 482,000円
- (1)50,000平方メートル以上のもの 1件 644,000円
- イ アに該当する場合以外の場合 当該申 請のあった省エネ判定に係る確保計画に 係る非住宅部分の全体について、次に掲 げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ れ(ア)から(オ)までに定める額
 - (ア)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの1件563,000円
 - (1)5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件689,000円
 - (ウ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件823,000円
 - (I)25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの1件935,000円
 - (オ)5 0 ,0 0 0 平方メートル以上のもの 1件 1 , 187 , 000円
- (71)の3 確保計画の変更(以下この号及び次号において「計画変更」という。)があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該 省エネ判定に係る計画変更後の確保計画 に係る非住宅部分の全体についてモデル 建物法基準に適合するかどうかを判定す

るものである場合 当該非住宅部分の計 画変更に係る部分の全体について、次に 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア)300平方メートル未満のもの1件93,000円
- (イ)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円
- (ウ)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件264,000円
- (I)
 5 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 ,

 0 0 0 平方メートル未満のもの 1件

 3 3 9 , 0 0 0 円
- (1)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件415,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの1件 482,000円
- (キ)50,000平方メートル以上のもの1件644,000円
- イ アに該当する場合以外の場合 当該申 請のあった省エネ判定に係る計画変更後 の確保計画に係る非住宅部分の計画変更 に係る部分の全体について、次に掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア) から(キ)までに定める額
 - (ア)
 300平方メートル未満のもの

 1件
 238,000円
 - (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円
 - (ウ)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの1件563,000円
 - (I) 5,000平方メートル以上10,

<u>000平方メートル未満のもの 1件</u> 689,000円

- (オ)10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの1件823,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの1件 935,000円
- (†)50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円
- (71)の4 計画変更があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第11条の規定に基づく当該計画変更が建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の請求次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 当該請求のあった書面が、当該書面に 係る計画変更後の確保計画に係る非住宅 部分の計画変更に係る部分の全体につい てモデル建物法基準に適合していること を証する書面である場合 当該非住宅部 分の計画変更に係る部分の全体につい て、前号ア(ア)から(キ)までに掲げる床面 積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア (ア)から(キ)までに定める額
 - イ アに該当する場合以外の場合 当該請求のあった書面に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、前号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
- (72) <u>建築物省エネ法</u>第29条第1項の規定 に基づく建築物エネルギー消費性能向上計 画(<u>アからウまで、次号アからエまで、第</u>

(72) 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律(平成27年法律第53号。以 下「建築物省エネ法」という。)第29条 74号及び第76号において「性能向上計画」という。)の認定の申請(アからウまで及び次号において「認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)

ア 当該<u>認定申請</u>のあった性能向上計画が ー戸建ての住宅<u>(非住宅部分が含まれないものに限る。以下ア及びイ、次号ア、第74号ア、第75号ア、第77号ア並びに第78号ア及びイにおいて同じ。)</u>に 係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア)~(イ) 略

イ 当該<u>認定申請</u>のあった性能向上計画の 対象に共同住宅等部分(一戸建ての住宅 以外の建築物の住宅部分<u>(</u>建築物省エネ 法第11条第1項に規定する住宅部分を いう。)をいう。以下イ、次号イ、第74 号イ、第75号イ<u>、第75号の2ア、第</u> 75号の3ア、第77号イ並びに第78 号ウ及びエにおいて同じ。)が含まれる場 合 当該共同住宅等部分の全体につい て、次に掲げる床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)~(キ) 略

ウ 当該認定申請のあった性能向上計画の

第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号から第74号 まで及び第76号において「性能向上計画」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関 (ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。)が、性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準(第74号において「誘導基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)

ア 当該<u>申請</u>のあった性能向上計画が一戸 建ての住宅に係るものである場合 当該 一戸建ての住宅の全体について、次に掲 げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ れ(ア)又は(イ)に定める額

(ア)~(イ) 略

イ 当該<u>申請</u>のあった性能向上計画の対象 に共同住宅等部分(一戸建ての住宅以外 の建築物の住宅部分(建築物省エネ法第 11条第1項に規定する住宅部分をい う。)をいう。以下イ、次号イ、第74 号イ、第75号イ、第77号イ並びに第 78号ウ及びエにおいて同じ。)が含ま れる場合 当該共同住宅等部分の全体に ついて、次に掲げる床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定め る額

(ア)~(キ) 略

ウ 当該申請のあった性能向上計画の対象

対象に非住宅部分が含まれる場合 当該 非住宅部分の全体について、次に掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア) から(キ)までに定める額

(ア)~(キ) 略

- (73) <u>認定申請</u>に対する審査<u>(前号に該当するものを除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(イから工までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)
 - ア 当該<u>認定申請</u>のあった性能向上計画が 一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次 に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア)~(イ) 略
 - イ 当該<u>認定申請</u>のあった性能向上計画の 対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次 に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)~(キ) 略
 - ウ 当該認定申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の全体について基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(第75号ウ及び第75号の3イにおいて「モデル建物法誘導基準」という。)に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

に非住宅部分<u>(建築物省エネ法第11条</u> 第1項に規定する非住宅部分をいう。以下ウ、次号ウ及び工、第74号ウ、第7 5号ウ及び工、第77号ウ並びに第78 号オ及びカにおいて同じ。)が含まれる 場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)~(キ) 略

- (73) 性能向上計画の認定の申請(前号に該当するものを除く。) に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(イから工までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)
 - ア 当該<u>申請</u>のあった性能向上計画が一戸 建ての住宅に係るものである場合 当該 一戸建ての住宅の全体について、次に掲 げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ れ(ア)又は(1)に定める額 (ア)~(1) 略
 - イ 当該<u>申請</u>のあった性能向上計画の対象 に共同住宅等部分が含まれる場合 当該 共同住宅等部分の全体について、次に掲 げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ れ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)~(キ) 略
 - ウ 当該<u>申請</u>のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の全体について<u>建築物工ネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第78号ア及びオにおいて「基準省令」という。)第8条第1号イ(2)及び口(2)に掲げる基準(第75号ウにおいて「モデル建物法誘導基準」という。)に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全</u>

(ア)~(キ) 略

エ 当該<u>認定申請</u>のあった性能向上計画の 対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに 該当する場合を除く。) 当該非住宅部分 の全体について、次に掲げる床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)ま でに定める額

(ア)~(キ) 略

- (74) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更(アからウまで、次号アから工まで、第75号の2、第75号の3アからウまで及び第76号において「計画変更」という。)の認定の申請(アからウまで及び次号において「変更認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)
 - ア 当該変更認定申請のあった計画変更が 一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部 分の全体について、第72号ア(ア)又は (イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
 - イ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部 分の全体について、第72号イ(ア)から (キ)までに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに 定める額
 - ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の

体について、次に掲げる床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに 定める額

(ア)~(キ) 略

エ 当該<u>申請</u>のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア)~(キ) 略

- (74) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更(以下この号から第76号までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関(ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。)が、変更後の性能向上計画が誘導基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)
 - ア 当該<u>申請</u>のあった計画変更が一戸建て の住宅に係るものである場合 当該一戸 建ての住宅の計画変更に係る部分の全体 について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げ る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ 同号ア(ア)又は(イ)に定める額
 - イ 当該<u>申請</u>のあった計画変更の対象に共 同住宅等部分が含まれる場合 当該共同 住宅等部分の計画変更に係る部分の全体 について、第72号イ(ア)から(キ)までに 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
 - ウ 当該申請のあった計画変更の対象に非

対象に非住宅部分が含まれる場合 当該 非住宅部分の計画変更に係る部分の全体 について、第72号ウ(ア)から(+)までに 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ同号ウ(ア)から(+)までに定める額

- (75) 変更認定申請に対する審査<u>(前号に該当するものを除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(イ<u>及びウ又はイ及び工</u>に該当するときは、<u>それぞれイ及びウ又はイ及び工</u>に定める額の合計額)
 - ア 当該変更認定申請のあった計画変更が 一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部 分の全体について、第73号ア(ア)又は (イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
 - イ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部 分の全体について、第73号イ(ア)から (キ)までに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに 定める額
 - ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額
 - エ 当該変更認定申請のあった計画変更の 対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに 該当する場合を除く。) 当該非住宅部分 の計画変更に係る部分の全体について、

- 住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部 分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(P)から(+)までに掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(P)から(+)までに定める額
- (75) 計画変更の認定の申請(前号に該当するものを除く。) に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから工までに定める額(イから工までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)
 - ア 当該<u>申請</u>のあった計画変更が一戸建て の住宅に係るものである場合 当該一戸 建ての住宅の計画変更に係る部分の全体 について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げ る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ 同号ア(ア)又は(イ)に定める額
 - イ 当該<u>申請</u>のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
 - ウ 当該<u>申請</u>のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額
 - エ 当該<u>申請</u>のあった計画変更の対象に非 住宅部分が含まれる場合(ウに該当する 場合を除く。) 当該非住宅部分の計画 変更に係る部分の全体について、第73

第73号エ(P)から(\dagger)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(P)から(\dagger)までに定める額

(75)の2 建築物省エネ法施行規則第29条 の規定に基づく計画変更が建築物省エネ法 施行規則第26条第2号に該当しているこ とを証する書面(ア及びイ並びに次号アか らウまでにおいて「軽微変更該当証明書」 という。)の交付の請求(ア及びイ並びに同 号において「交付請求」という。)(請求書 に規則で定める書面が添付されているもの に限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する 審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア 又はイに定める額(ア及びイに該当すると きは、ア及びイに定める額の合計額)

- ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証 明書に係る計画変更の対象に共同住宅等 部分が含まれる場合 当該共同住宅等部 分の計画変更に係る部分の全体につい て、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同 号イ(ア)から(キ)までに定める額
- イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証 明書に係る計画変更の対象に非住宅部分 が含まれる場合 当該非住宅部分の計画 変更に係る部分の全体について、第72 号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から (キ)までに定める額
- (75)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(ア及びイ又はア及びウに該当するときは、それぞれア及びイ又はア及びウに定める額の合計額)
 - ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証 明書に係る計画変更の対象に共同住宅等 部分が含まれる場合 当該共同住宅等部

号工(P)から(+)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号工(P)から(+)までに定める額

- <u>分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる</u> <u>床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同</u> <u>号イ(ア)から(キ)までに定める額</u>
- イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該軽微変更該当証明書が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合していることを証する書面である場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額
- ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証 明書に係る計画変更の対象に非住宅部分 が含まれる場合(イに該当する場合を除 く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る 部分の全体について、第73号エ(ア)から (キ)までに掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに 定める額
- (76) 建築物省エネ法第30条第2項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第72号から第75号表でに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出のあった性能向上計画又は計画変更に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額
- (76) 建築物省エネ法第30条第2項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第72号から前号までに定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第72号から前号までの認定の申請に係る性能の上計画変更に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額

- (77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(次号ア、ウ及び才において「基準適合認定」という。)の申請(アからウまで及び次号において「認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)
 - ア 当該<u>認定申請</u>のあった建築物が一戸建 ての住宅である場合 当該一戸建ての住 宅の全体について、第72号ア(ア)又は (イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
 - イ 当該<u>認定申請</u>のあった建築物に共同住 宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅 等部分の全体について、第72号イ(ア) から(キ)までに掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)ま でに定める額
 - ウ 当該<u>認定申請</u>のあった建築物に非住宅 部分が含まれる場合 当該非住宅部分の 全体について、第72号ウ(ア)から(キ)ま でに掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める 額
- (78) <u>認定申請</u>に対する審査<u>(前号に該当するものを除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれアから力までに定める額(ウから力までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

- (77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(次号において「基準適合認定」という。)の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関(ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。)が、当該申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)
 - ア 当該<u>申請</u>のあった建築物が一戸建ての 住宅である場合 当該一戸建ての住宅の 全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ同号ア((ア)又は(イ)に定める額
 - イ 当該<u>申請</u>のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
 - ウ 当該<u>申請</u>のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(+)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(+)までに定める額
- (78) 基準適合認定の申請(前号に該当する ものを除く。)に対する審査 次に掲げる 区分に応じ、それぞれアから力までに定め る額(ウから力までのうち2以上に該当す るときは、その該当するものに定める額の 合計額)

ア 当該<u>認定申請</u>のあった建築物が一戸建 ての住宅である場合(当該申請が、当該 一戸建ての住宅の全体について基準省令 第1条第1項第2号イ(2)及び口(2)に掲げ る基準(ウにおいて「仕様基準」という。) に適合している旨の基準適合認定に係る ものである場合に限る。) 当該一戸建て の住宅の全体について、次に掲げる床面 積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は (イ)に定める額

(ア)~(イ) 略

- イ 当該<u>認定申請</u>のあった建築物が一戸建 ての住宅である場合(アに該当する場合 を除く。) 当該一戸建ての住宅の全体に ついて、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同 号ア(ア)又は(イ)に定める額
- ウ 当該<u>認定申請</u>のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合(当該申請が、当該共同住宅等部分の全体について仕様基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。) 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア)~(キ) 略

- エ 当該<u>認定申請</u>のあった建築物に共同住 宅等部分が含まれる場合(ウに該当する 場合を除く。) 当該共同住宅等部分の全 体について、第73号イ(ア)から(キ)まで に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
- オ 当該<u>認定申請</u>のあった建築物に非住宅 部分が含まれる場合(当該申請が、当該 非住宅部分の全体について<u>モデル建物法</u> <u>基準</u>に適合している旨の基準適合認定に 係るものである場合に限る。) 当該非住 宅部分の全体について、第73号ウ(ア)

ア 当該<u>申請</u>のあった建築物が一戸建ての 住宅である場合(当該申請が、当該一戸 建ての住宅の全体について基準省令第1 条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基 準(ウにおいて「仕様基準」という。) に適合している旨の基準適合認定に係る ものである場合に限る。) 当該一戸建 ての住宅の全体について、次に掲げる床 面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア) 又は(イ)に定める額

(ア)~(イ) 略

- イ 当該<u>申請</u>のあった建築物が一戸建ての 住宅である場合(アに該当する場合を除 く。) 当該一戸建ての住宅の全体につ いて、第73号ア(ア)又は(1)に掲げる床 面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号 ア(ア)又は(1)に定める額
- ウ 当該<u>申請</u>のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合(当該申請が、当該共同住宅等部分の全体について仕様基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。) 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア)~(キ) 略

- エ 当該<u>申請</u>のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該共同住宅等部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
- オ 当該<u>申請</u>のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の全体について<u>基準省令第1条第1項第1号口に掲げる基準</u>に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全体に

から(キ)までに掲げる床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)ま でに定める額

カ 当該<u>認定申請</u>のあった建築物に非住宅 部分が含まれる場合(オに該当する場合 を除く。) 当該非住宅部分の全体につい て、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同 号エ(ア)から(キ)までに定める額

2~3 略

第3条~第5条 略

(手数料を徴収しない場合)

第6条 国、地方公共団体その他規則で定める者から第2条第1項各号に掲げる事務(同項第1号から<u>第39号の3まで、第62号及び第67号から第76号</u>までに掲げるものを除く。)の請求があったときは、手数料を徴収しない。

ついて、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲 げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ れ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

カ 当該<u>申請</u>のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合(オに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

2~3 略

第3条~第5条 略

(手数料を徴収しない場合)

第6条 国、地方公共団体その他規則で定める者から第2条第1項各号に掲げる事務(同項第1号から<u>第39号の2</u>までに掲げるものを除く。)の請求があったときは、手数料を徴収しない。

種	別	条例	番号	릉	議案第39号	所	管	住宅管理担当
件	名	尼崎市立尼崎和	鲜 菜压	団地	の設置及び管理に	関す	- る糸	条例について
					内	容		

1 制定理由

兵庫県住宅供給公社が設置した尼崎稲葉荘団地の所有権が尼崎市に移転されることとなったため、公の施設として適正に管理するにあたり必要な事項を定める条例を制定する。

2 主な制定内容

- (1) 設置(第2条)
 - ア 本市に尼崎市立尼崎稲葉荘団地(駐車場その他の付帯施設を含む。以下「稲葉荘団地」という。)を設置する。
 - イ 稲葉荘団地の位置は、尼崎市稲葉荘2丁目とする。
- ② 入居者資格(第3条)

稲葉荘団地の住宅に入居することができる者は、次の要件を備える者とする。

- ア 現にその者と同居し、又は同居しようとする親族があること。
- イ その者に係る収入(公営住宅法施行令第1条第3号の規定の例により算定された収入)が158,000円を超えること。
- ウ 当該住宅を生活の本拠とする見込みであること。
- エ その者及び現にその者と同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員等でないこと。
- (3) 家賃及び駐車場使用料の額(第7条、第26条) 家賃の月額は59,000円、駐車場の使用料の月額は12,000円とする。
- (4) 指定管理者が行う業務の範囲(第39条)
 - ア 家賃及び駐車場使用料の収納に関すること。
 - イ 稲葉荘団地の維持管理に関すること。
 - ウ その他市長が必要と認める業務
- 3 施行期日

平成29年4月1日

種	別	条例	番号	議案第40号	所管	住宅管理担当
件	名	尼崎市営住宅等	宇審議会領	条例について		
				内	容	

1 制定理由

本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者 用住宅及び特定公共賃貸住宅並びに尼崎市立尼崎稲葉荘団地(以下「市営住宅等」と いう。)の家賃や入居制度等、管理に関する重要な事項について学識経験者等の専門 的見地から調査審議する尼崎市営住宅等審議会(以下「審議会」という。)を設置す るため条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 設置(第1条)

市営住宅等の管理に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として審議会を置く。

(参考)主な調査審議事項

- ア 立地や設備などの利便性を適切に反映した家賃設定のあり方
- イ 募集割れ空き住宅・空き店舗の入居促進策
- ウ 入居者の高齢化に伴う自治機能や防災・防犯対応力の低下への対応
- エ 駐車場の管理のあり方及び空き駐車場の利用促進策

(2) 組織(第2条)

- ア 審議会は、委員5人以内で組織する。
- イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- ウ 委員は、市営住宅等の管理に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、 解嘱されるものとする。
- 3 施行期日

平成29年4月1日

種	別	条例	番号	議案第41号	所 管	予防課
件	名	尼崎市火災予防	5条例の-	一部を改正する条件	列について	
				内	容	

1 改正理由

違反対象物の公表については、消防法令の規定により、消防機関が命令を行った場合に、当該違反対象物への命令内容の公示が義務付けられているが、公示に至るまでには相当の時間を要することから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供できていない現状にある。

このことから、消防法令に重大な違反のある防火対象物については、その違反内容等に関する情報を公表し、利用者等の防火安全に関する認識を高めて火災被害の軽減を図るため、規定の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 防火対象物の消防用設備等の状況が、法令等に違反する場合は、その旨を公表をすることができる規定を追加する。
- (2) 公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者に、あらかじめその旨を通知する規定を追加する。
- (3) その他所要の規定整備
- 3 施行期日

平成30年4月1日

改正後

(消火器に関する基準)

(消火器に関する基準)

第36条 略

2 前項の規定により設ける消火器は、令第1 0条第2項並びに消防法施行規則(昭和36 年自治省令第6号。以下<u>「省令」という。</u>) 第9条及び第11条の規定の例により設置 し、及び維持しなければならない。

(大型消火器に関する基準)

第37条 略

2 前項の規定により設ける大型消火器は、令 第10条第2項並びに<u>省令</u>第7条第2項、第 8条第3項、第9条及び第11条の規定の例 により設置し、及び維持しなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第38条 略

2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備 は、令第11条第3項第2号及び第4項並び に<u>省令</u>第12条第2項(前項に規定する防火 対象物又はその部分が令別表第1(12)項 イ又は(14)項に掲げる防火対象物又はそ の部分である場合においては、当該防火対象 物又はその部分については、令第11条第3 項第1号及び第4項並びに<u>省令</u>第12条第1 項)の規定の例により設置し、及び維持しなけ ればならない。

3 略

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第39条 1・2 略

3 第1項の規定により設ける消火設備は、令 第14条から第18条まで及び<u>省令</u>第16条 から第21条までの規定の例により設置し、 及び維持しなければならない。

第36条 略

2 前項の規定により設ける消火器は、令第1 0条第2項並びに消防法施行規則(昭和36 年自治省令第6号。以下<u>「規則</u>」という。) 第9条及び第11条の規定の例により設置 し、及び維持しなければならない。

現 行

(大型消火器に関する基準)

第37条 略

2 前項の規定により設ける大型消火器は、令 第10条第2項並びに<u>規則</u>第7条第2項、第 8条第3項、第9条及び第11条の規定の例 により設置し、及び維持しなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第38条 略

2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項第2号及び第4項並びに規則第12条第2項(前項に規定する防火対象物又はその部分が令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物又はその部分である場合においては、当該防火対象物又はその部分については、令第11条第3項第1号及び第4項並びに規則第12条第1項)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 略

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第39条 1・2 略

3 第1項の規定により設ける消火設備は、令 第14条から第18条まで及び<u>規則</u>第16条 から第21条までの規定の例により設置し、 及び維持しなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第40条 略

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備 は、令第21条第2項及び第3項並びに<u>省令</u> 第23条、第24条及び第24条の2の規定 の例により設置し、及び維持しなければなら ない。

3 略

(漏電火災警報器に関する基準)

第41条 略

2 前項の規定により設ける漏電火災警報器 は、令第22条第2項及び<u>省令</u>第24条の3 の規定の例により設置し、及び維持しなけれ ばならない。

3 • 4 略

(避難器具に関する基準)

第42条 略

2 前項の規定により設ける避難器具は、令第 25条並びに<u>省令</u>第26条及び第27条の規 定の例により設置し、及び維持しなければな らない。

(タンクの水張検査等)

第58条の2 略

2 前項の規定による検査を受けようとする者は、尼崎市消防関係事務手数料条例(平成12年尼崎市条例第20号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

<u>(法令等の規定に違反している防火対象物の名</u> 称等の公表等)

第58条の3 消防長は、防火対象物(規則で 定めるものに限る。以下この条において同 じ。)における消防用設備等(規則で定める ものに限る。)の設置の状況が法若しくは令 若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の

(自動火災報知設備に関する基準)

第40条 略

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備 は、令第21条第2項及び第3項並びに<u>規則</u> 第23条、第24条及び第24条の2の規定 の例により設置し、及び維持しなければなら ない。

3 略

(漏電火災警報器に関する基準)

第41条 略

2 前項の規定により設ける漏電火災警報器は、令第22条第2項及び規則第24条の3の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 • 4 略

(避難器具に関する基準)

第42条 略

2 前項の規定により設ける避難器具は、令第 25条並びに<u>規則</u>第26条及び第27条の規 定の例により設置し、及び維持しなければな らない。

(タンクの水張検査等)

第58条の2 略

2 前項の規定により検査を受けようとする者は、尼崎市消防関係事務手数料条例(平成12年尼崎市条例第20号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

規定に違反している場合において、その旨を	
当該防火対象物を利用しようとする者に周知	
する必要があると認めるときは、規則で定め	
るところにより、当該防火対象物の名称及び	
所在地その他規則で定める事項を公表するこ	
<u>とができる。</u>	
2 消防長は、前項の規定による公表をしよう	
とするときは、あらかじめ、その旨、その理	
由その他規則で定める事項を当該公表に係る	
防火対象物の関係者(法第17条第1項に規	
- 定する関係者をいう。)に通知するものとす	
 る。_	
	

種	別	条例	番	号	議案第42号	所	管	水道局管理課 公営事業局経営企画課
件	名	尼崎市公営企業 部を改正する第				与の	種類	及び基準に関する条例の一
					内	容		

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)の施行に伴い、家族の介護のため所定勤務時間を短縮する措置(以下「介護時間」という。)が制度化されたため、所要の改正を行う。

2 改正内容

給与の減額規定への介護時間の追加(第13条)

介護時間の承認を受けた企業職員について、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。

3 施行期日

平成29年4月1日

改正後

ИШ

(給与の減額)

- 第13条 職員が勤務しないときは、その勤務 しないことにつき管理者の承認(次の各号に 掲げるものを除く。)があった場合を除き、そ の勤務しない1時間につき、勤務1時間当た りの給与の額に相当する額を減額した給与を 支給する。
 - (1) 略
 - (2) 介護休暇(職員がその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)父母、子、配偶者の父母その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇をいう。)の承認
 - (3) 介護時間(職員がその要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。) の承認

<u>(4)</u> 略

現行

(給与の減額)

- 第13条 職員が勤務しないときは、その勤務 しないことにつき管理者の承認(次の各号に 掲げるものを除く。)があった場合を除き、そ の勤務しない1時間につき、勤務1時間当た りの給与の額に相当する額を減額した給与を 支給する。
 - (1) 略
 - (2) 介護休暇(職員がその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 父母、子、配偶者の父母その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇をいう。)の承認

(3) 略

種	別	その他	番号	議案第43号	所管	行政管理課
件	名	包括外部監査契	22約の締約	昔について		
				内	容	

1 契約の目的

平成29年4月1日から、包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。

- 2 包括外部監査人として契約を締結する者 神戸市東灘区御影1丁目4番20号 公認会計士 森村 圭志
- 3 契約の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 契約の金額 14,428,800円を上限とする額
- 5 契約の方法 随意契約
- 6 主な選定理由
 - (1) 平成28年度の包括外部監査において、契約に基づき忠実に業務を遂行するとともに、公認会計士としての専門性を活用する中で有効な監査結果をまとめた。
 - (2) 平成29年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、次年度においては、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。

種	別	その他	番	号	議案第44号	所	管	公有財産課
件	名	土地の交換にて	いって					
					内	容		

1 交換の目的

尼崎東警察署移転先用地を取得するに当たり、県営浜つばめ鉄筋住宅用地を兵庫県 に供するため。

2 交換により取得する土地 (尼崎東警察署移転先用地)

所在地番	地目	面積(㎡)
尼崎市潮江5丁目103番10	宅地	5,000.00

3 交換に供する土地 (県営浜つばめ鉄筋住宅用地)

所在地番	地目	面積(㎡)
尼崎市浜1丁目82番1	宅地	4,376.02

4 交換の相手方兵庫県



種	別	その他	番	号	議案第45号	所	管	高齢介護課
件	名	指定管理者の排 福祉工場)	重定に	こつし	ハて(尼崎市立第2	老人	.福祉	:工場及び尼崎市立第3老人
					4	ra'ar		

- 1 施設名・所在地
 - (1) 尼崎市立第2老人福祉工場 尼崎市立花町3丁目10番13号
 - (2) 尼崎市立第3老人福祉工場 尼崎市久々知2丁目28番25号
- 2 指定管理者

尼崎市東難波町5丁目19番5号 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター 理事長 中嶋 千萬城

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

4 指定理由

第2老人福祉工場及び第3老人福祉工場については、団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できるため、公益社団法人尼崎市シルバー人材センターを非公募で指定管理者として指定するものである。

種	別	その他	番号	議	案第 4	6号	所	管	障害福祉政策担当
件	名	指定管理者の推	旨定にて	いて	(尼崎	市立ある	こや学	超)	
				内			容		

1 施設名・所在地尼崎市立あこや学園尼崎市三反田町1丁目1番1号

2 指定管理者

尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

4 指定理由

あこや学園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するものである。

種	別	その他	番号	議案第47号	所 管	障害福祉政策担当
件	名	指定管理者の推	旨定につ!	ハて(尼崎市立身体	本障害者補	畐祉会館)
				内	容	

1 施設名・所在地

尼崎市立身体障害者福祉会館 尼崎市稲葉荘3丁目9番26号

2 指定管理者

尼崎市稲葉荘3丁目9番26号 特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事長 岡﨑 正樹

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

4 指定理由

身体障害者福祉会館については、利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果があるため、特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会を非公募で指定管理者として指定するものである。

種	別	その他	番	号	議案第48号	所	管	障害福祉政策担当
件	名	指定管理者の指	ぽに	こつし	1て(尼崎市立たし	ごかの	D園))
					内	容		

1 施設名・所在地尼崎市立たじかの園尼崎市三反田町1丁目1番1号

2 指定管理者

尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

4 指定理由

たじかの園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するものである。

種	別	その他	番	号	議案第49号	所	管	障害福祉政策担当
件	名	指定管理者の指	ぽ定に	つし	1て(尼崎市立身体	害鄣才	害者福	冨祉センター)
					内	容		

1 施設名・所在地

尼崎市立身体障害者福祉センター 尼崎市三反田町1丁目1番1号

2 指定管理者

尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

4 指定理由

身体障害者福祉センターについては、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するものである。

種	別	その他	番	号	議案第50号	所	管	こども家庭支援課
件	名	指定管理者の推	〔定に	つし	1て(尼崎市尼崎学	增園)	ı	
					内	容		

1 施設名・所在地

尼崎市尼崎学園

神戸市北区道場町塩田字東山岡3083番地

2 指定管理者

尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

4 指定理由

尼崎市尼崎学園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが 欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公 募で指定管理者として指定するものである。

件 名 指定管理者の指定について(尼崎市立青少年体育道場)	種	別	その他	番	号	議案第51号	所	管	青少年課
	件	名	指定管理者の指	1定に	こつし	1て(尼崎市立青少	少年位	本育词	道場)

内容

1 施設名・所在地・指定管理者

施設名	所在地	指定管理者
尼崎市立	尼崎市南城内7番	尼崎市西難波町3丁目6番3号
城内青少年体育	地の 2	尼崎市剣道連盟
道場		会長 松本 英清
尼崎市立	尼崎市立花町3丁	尼崎市栗山町2丁目25番1号
立花青少年体育	目10番15号	尼崎市スポーツ少年団
道場		本部長 増岡 貞彦
尼崎市立	尼崎市東園田町8	尼崎市栗山町2丁目25番1号
園田青少年体育	丁目111番地の	尼崎市スポーツ少年団
道場	8	本部長 増岡 貞彦

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

3 指定理由

青少年体育道場については、利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果があるため、尼崎市剣道連盟、尼崎市スポーツ少年団を非公募で指定管理者として指定するものである。

種	別	その他	番	号	議案第52号	所	管	農政課
件	名	尼崎市農業共深	事業	美特 另	削積立金の取崩しに	こつし	て	
					内	容		

1 趣旨

尼崎市農業共済事業の農作物共済(水稲)に係る特別積立金を次のとおり取り崩すため、議決を求めるもの。

- 2 取崩限度額
 - 200千円
- 3 取崩しの理由

平成29年度損害防止事業を実施するため。

【参考】

尼崎市農業共済条例(抄)

(特別積立金の取崩し)

第75条

- 1~3 略
- 4 本市は、議会の議決を経て、特別積立金を法第95条後段に規定する費用及び第1 4条に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。
- 5~6 略

種	別	その他	番号	議案第53号	所 管	農政課
件	名	尼崎市農業共深	斉事業事務	务費の賦課総額及 で	グ賦課単何	面について
				内	容	

1 趣旨

尼崎市農業共済条例第5条第2項の規定により、平成29年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。

- 2 賦課総額99千円
- 3 賦課単価水稲共済割1kg 当たり0.77円

【参考】

尼崎市農業共済条例(抄)

(事務費の賦課)

- 第5条 本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から 法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当す る金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦 課された賦課金の支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課する ものとする。
- 2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。
 - (1) 水稲共済割
 - (2)~(7) 略

種	別	その他	番号	議案第54号	所	管	住宅管理担当
件	名	訴えの提起につ	ついて(対	書物明渡し等請求 引	事件)		
				内	容		

1 提起理由

改良住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠 償金の支払を求めるもの。

2 当事者

(1) 原告

尼崎市 代表者 稲村 和美

(2) 被告氏名及び滞納金額等(1名)

氏 名	滞納月数	滞納金額
	10月	179,666円

※ 平成28年11月30日現在の数値

種	別	その他	番号	議案第55号	所 管	道路維持担当
件	:名	工事請負契約0)変更に1	ついて(港橋耐震補	捕強(<i>そ0</i>	01)工事)
				内	容	

1 変更理由

当初計画では、工事に必要な施工ヤードとして、港橋西側にある既存の駐車場を利用して施工することとしていたが、工事契約後に詳細調査を実施した結果、駐車場桟橋の床版や支承構造等について不明確な部分があり、安全性を正確に把握できないことから、施工ヤードとして利用できないことが判明した。

そのため、当初計画を変更し、新たに港橋東側に仮設構台を設置し施工ヤードとすることとした。これにより仮設構台ならびに進入路の整備、また、仮締切工、仮設船着き場を増工する必要が生じたことから、設計内容の変更及び契約金額の増額を行うもの。

2 契約の相手方

尼崎市崇徳院 2 丁目 5 5 番 株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣

3 契約金額

変更前232,675,200円(金額は消費税等相当額8%を含む。)変更後313,519,680円(金額は消費税等相当額8%を含む。)増額80,844,480円(金額は消費税等相当額8%を含む。)

4 变更内容

進入路及び仮設構台の整備 1式 仮締切工及び仮設船着き場の整備 1式

5 契約工期(予定)

変更前 平成28年6月27日から平成29年3月20日まで 変更後 平成28年6月27日から平成29年9月30日まで 延 長 194日間